

和光市市民参加条例の手引 【改定版】

—より住みやすいまちを目指して—

平成 2 3 年 1 0 月
和 光 市

は じ め に

「和光市市民参加条例」は、市民と市と議会が情報を共有しつつ、協働による自治を推進し、より住みやすいまちをつくることを目的に、平成１６年１月に施行されました。

条例施行以降、市民が市政に積極的に参加することにより、市民の知識・経験・創造性が生かされたまちづくりを実現できるよう努めてまいりました。

平成２３年度から和光市の今後１０年間のまちづくりの方向性を示した「第四次和光市総合振興計画」がスタートし、「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を将来の都市像に掲げ、その実現を目指しています。あらゆる世代の市民が安心していきいきと暮らせるまちの実現をするためにも、市民自らが地域に関心をもち、市民が主体となり、市民同士の支え合いや協力により、自らが住むまちを自らの手で作りあげていこうとすることが、これまで以上に必要になってきています。

このような状況の中、市民参加を更に推進するために、市民参加推進会議において具体的な議論を行うとともに、市民懇談会、パブリック・コメントを実施し、広く市民からの意見をいただきながら本条例の見直しを図りました。

今回の見直しにより、市民参加条例施行規則で定める市民参加の対象となる大規模な市の施設の金額が１０億円から５億円に改正するとともに、「常設型住民投票制度」を創設し、市民の意見が市政に反映できる機会を拡充しました。市民参加によってつくられた本条例を生かし、より一層の市民参加をし、より住みやすいまちづくりに努めてまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

平成２３年１０月

和光市長 松本 武洋

和光市市民参加条例の趣旨及び解釈並びに運用

前文	1
第1章 基本的な事項	4
第1条 目的	4
第2条 言葉の意味	5
第3条 市民の役割	7
第4条 市の機関の役割	8
第5条 議会の役割	10
第2章 市民参加の内容	11
第6条 市民参加の対象	11
第7条 市民参加の方法	19
第8条 市民参加の実施	23
第9条 市民政策提案手続	25
第10条 パブリック・コメント手続	28
第11条 公聴会手続	36
第12条 審議会等手続	41
第13条 その他の市民参加の方法	45
第3章 住民投票	47
第14条 住民投票の請求	47
第15条 市長が提案する住民投票	61
第15条の2 住民投票の執行	67
第15条の3 投票結果の尊重	71
第4章 市民参加の推進のために	72
第16条 推進会議の設置	72
第17条 市民参加の実施状況等の公表	77
第5章 雑則	79
第18条 条例の見直し	79
第19条 委任	80
附則	81
附則（平成23年条例第2号）	82

和光市市民参加条例関係資料集

和光市市民参加条例	8 3
和光市市民参加条例施行規則	9 1
和光市市民参加事務取扱要領	1 0 3

和光市市民参加条例の趣旨及び解釈並びに運用

前文

私たち市民は、和光市がより住みやすいまちになることを望んでいます。市民生活をより豊かで快適なものとしていくためには、より多くの市民が市政にかかわり、市政を更に発展させていく必要があります。

市民は、地方自治の主役であり、市政に参加する権利があります。市民も責任と自覚を持って積極的に市政に参加して、市民の持つ知識・経験・創造性を反映させていくことが大切です。そのためには、市政についての情報や活動内容を市民がいつでも簡単に知ることができ、市民がどのように市政に参加できるかを決めておく必要があります。また、市民と市の機関と市の議会がお互いの立場を理解し、尊重し、協力することも欠かせません。

これからのより住みやすいまちを目指して、市民が市政に参加するための基本的な取決めをまとめた「和光市市民参加条例」をここに作ります。

趣旨及び解釈

- 1 この前文は、本条例を制定するに当たっての背景や市民参加の基本的な考え方を述べ、本条例を制定することの決意表明を掲げたものです。

本条例では、本市で初めて前文を設けています。一般的に前文は、法令等の制定の基本的な考え方を明らかにするために設けるもので、具体的な法規を定めたものではなく、前文の内容から直接法的効果が生ずるものではありませんが、各条項とともに法令等の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示す意義及び効力を有するものです。

本条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定めたもので、本条例の制定の趣旨を広く市民に浸透させ、市民の市政に対する関心を高めていくとともに、市政への参加意識を啓発し、及び醸成し、市民参加を推進していくことにより、本市をより住みやすいまちにすることをねらいとして前文を設けたものです。

- 2 第一段落は、市民参加の必要性の背景について述べたものです。

和光市がより住みやすいまちになることは、市民の誰もが抱いている願いです。これは普遍的な市民の願いです。この和光市が住みやすいまちになるためには、より豊かで快適な市民生活を営むことができるようにしていくことが求められます。それには市政がどのように行われるかによって、市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。したがって、市民が望む市政を進めていくためには、多くの市民が市政にかかわり、市政をより充実させるとともに、発展させていくことが必要であるとしたものです。

- 3 第二段落は、今後の市民参加のあり方について述べたものです。

市民は、地方自治の主役であり、主権者です。地方自治は、そこで生活する市民のた

めにあります。現行の地方自治制度においては、主権者である市民が自らの意思で市長や市の議会の議員を選出し、選出された者が市民の代表者として市政を行っています。地方自治の主役である市民は、市政に参加する権利を持っています。市民はこの権利を最大限に活用し、市政に対する意識を高め、責任と自覚を持って市政に積極的に参加していくことが大切です。市民には、市民の数だけの多様な市民がおり、それぞれの持つ知識・経験・創造性を市政に生かし、反映させていくことは、より充実した効果的な市政運営が図られることにつながるものです。市民が市政に参加していくためには、市政についての情報の共有が不可欠であり、活動内容等を容易に把握できるようにしておくとともに、市民が参加できる仕組みをつくっておく必要があります。

また、市民、市の機関及び市の議会の三者がそれぞれ自らの役割と責任を自覚し、お互いの立場を理解、尊重し、三者が連携し、協力して市政を推進していくことが、これからの市政のあるべき姿であるとしたものです。このように市民、市の機関及び市の議会の三者の協働がより一層求められています。

- 4 第三段落は、本条例を制定することの決意表明を掲げたものです。

冒頭で述べた市民が望むより住みやすいまちを目指して、市民が市政に参加するための基本的な事項をまとめた本条例を制定したものです。

- 5 地方自治は、現在大きな転換期を迎えています。中央集権から地方分権への潮流、少子高齢社会の到来、成長型社会から成熟型社会への転換、市民のボランティア活動やNPO活動の活発化等市政を取り巻く社会環境が大きく変容しつつあります。また、市の財政についても厳しい状況が続くことが予想されています。

今後においては、更に多様化する市民の行政需要に対応しつつ、なお一層の効果的、効率的な市政運営を行っていくことが求められています。市民と市の機関と市の議会がパートナーシップのもと、手を携えてこの和光市を住みやすい、住み続けたいまちにしていくために、協働して市政を推進していくことが必要です。

- 6 市民参加は、市民が政策等の形成過程に参加するものであって、その意思決定は市の機関又は市の議会が行うものであり、これらの権能を侵すものではありません。また、市民参加は、間接民主制である議会制民主主義を否定するものではなく、議会制民主主義に代わるものでもありません。議会制民主主義を補完するために行うものです。本条例は、市民参加を保障するとともに、制度化するために制定するものです。

- 7 本条例は、市民と市の機関と市の議会の三者の協働のもと、市政を推進していくことを基本的な理念としています。これは、市にかかわるあらゆる人が力を合わせて、地域社会の健全な形成及び発展を図り、より住みやすいまちにしていくことを目指しています。

- 8 市の機関と市の議会は市を構成する機関です。執行側としての市の機関と議決機関と

しての市の議会は、市政運営の両輪とも言うべきもので、それぞれに果たすべき役割が異なることから、本条例では市の機関と市の議会を分けています。

第 1 章 基本的な事項

第 1 条 目的

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が市の機関及び市の議会（以下「議会」といいます。）と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、本条例の目的を定めたものです。
- 2 「市民が市の機関及び市の議会と情報を共有しつつ」とは、市民、市の機関及び市の議会の三者が情報を共有することは市民参加の前提であり、市の機関及び市の議会が可能な限り市民に対して情報を提供し、お互いに共有していくことを述べたものです。
- 3 「市政に参加するための基本的な事項を定める」とは、本条例の規定する事項の内容を要約したもので、本条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定めているものです。
- 4 「協働による自治を推進し」とは、本条例の直接の目的を述べたもので、市民、市の機関及び市の議会の三者が協働して自治を推進することを目的としたものです。
- 5 「住みやすいまちをつくる」とは、本条例の究極的な目的を述べたもので、前文の冒頭に掲げている「住みやすいまち」をつくることを高次の究極的な目的としたものです。

第2条 言葉の意味

(言葉の意味)

第2条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「市民参加」とは、市民が市政に関して意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。
- (2) 「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。
- (3) 「協働」とは、市民、市の機関及び議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、本条例で使用している言葉の意味を定めたものです。一般的には「定義」と呼ばれているものです。
- 2 第1号関係
 - (1) 本号は、「市民参加」の意味を定めたものです。「市民参加」は、本条例の名称に使用している言葉であり、本条例を理解するための最も重要な言葉であることから定めています。
 - (2) 市民参加には様々な形態がありますが、本条例では、市政に対する市民の参加に限定し、市民が市政に関して意見を述べること又は提案することによって、市政にこれを反映させ、市政を推進することであるとして用いています。
- 3 第2号関係
 - (1) 本号は、「市の機関」の意味を定めたものです。本条例では、市の組織のうち議会を他の機関と区別して用いており、執行側としての機関の範囲を明確に示したものです。
 - (2) 「市の機関」は、執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と地方公営企業の業務を執行する水道事業管理者としています。
- 4 第3号関係
 - (1) 本号は、「協働」の意味を定めたものです。「協働」は、本条例の根幹をなしている言葉であり、第1号の「市民参加」と同様に本条例を理解するための重要な言葉です。
 - (2) 本条例では、市民、市の機関及び市の議会の三者がそれぞれの役割と責任を自覚して、お互いに尊重し、補完し、協力することが協働であるとして用いています。
- 5 本条では、「市民」については規定していません。これは、政策等の性質及び市民参加

の方法等によって「市民」の範囲が変容するものであることから、一律には定めないこととし、それぞれの市民参加の手續において、参加できるものの範囲を定め、又は市民参加を実施する都度参加できるものの範囲を定めることとしています。

- 6 本条では、「市政」については規定していません。「市政」とは、市民福祉の増進を図るために市が行うあらゆる活動のことをいい、本条例を解釈する上で特に疑義が生じるおそれがないと考えられることから、定めていません。

第3条 市民の役割

(市民の役割)

第3条 市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。

2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、市民参加における市民の基本的な役割について定めたものです。
- 2 第1項関係
 - (1) 本項は、市民は、市の機関及び市の議会と協働して、積極的に市政に参加するよう努める役割があることを定めたものです。
 - (2) 市民は自らの役割と責任を自覚し、市の機関及び市の議会の立場を理解し、尊重し、補完し、協力する協働の理念を基本として、積極的に市政に参加するように心がけることを市民の役割としたものです。これは、市民参加は、市民、市の機関及び市の議会の三者によるパートナーシップのもとに進めていくことが必要であること、また、市民が積極的に市政に参加していく必要があることから掲げたものです。なお、市民は、参加しないことを理由に不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 3 第2項関係
 - (1) 本項は、市民参加に当たり、市民は自らの意見と行動に対して責任を持たなければならないことを定めたものです。
 - (2) 市民が意見を述べ、提案する際には、責任を持って行うよう心がけることを市民の果たすべき責務としたものです。

運用

第2項関係

本項の趣旨のもと、市民が意見を述べ、提案する際には、住所、氏名等を明らかにすることとし、自らの行為に対して責任を持つものとします。

第4条 市の機関の役割

（市の機関の役割）

第4条 市の機関は、市政について市民に積極的に情報を提供し、市民参加を進めるものとしします。

2 市の機関は、市政について市民に十分に説明し、市民からの質問や要請に対して誠意を持って応答しなければなりません。

3 市の機関は、市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行わなければなりません。

趣旨及び解釈

1 本条は、市民参加における市の機関の基本的な役割について定めたものです。

2 第1項関係

(1) 本項は、市の機関は、市民に市政についての情報を積極的に提供して市民参加を進める役割があることを定めたものです。

(2) 市の機関と市民との情報の共有を推進するためには、市の機関による市民への積極的な情報の提供が必要です。情報の共有は市民参加の前提であり、市の機関は様々な方法により情報提供を行っていく必要があります。

3 第2項関係

(1) 本項は、市の機関の説明責任及び応答責任について定めたものです。

(2) 市の機関は、市民に対して市政についての説明責任を負うものとしています。これは市の機関の活動について説明するとともに、その意思決定過程についても説明する責任があるとしたものです。

(3) 市の機関は、市民からの質問や要請に対しての応答責任を負うものとしています。これは市民からの問いかけや必要とする求めに対して、できる限り誠意を持って応答する責任があるとしたものです。

4 第3項関係

(1) 本項は、市の機関は、市民及び市の議会と協働することにより、公平、公正で効率的な市政運営を行う義務があることを定めたものです。

(2) 市の機関は自らの役割と責任を自覚し、市民及び市の議会の立場を理解し、尊重し、補完し、協力する協働の理念を基本として、市政を運営するよう心がけることとしたものです。その市政の運営については、一方的な偏りがなく公平、公正で、最小の経費と時間で最大の効果をもたらすよう取り組まなければならないこととしています。

これは、市民参加は、市民、市の機関及び市の議会の三者によるパートナーシップのもとに進めていくことが必要であること、また、これまで以上に公平、公正で効率的な市政運営が求められることから掲げたものです。

市民参加は、費用や時間がかかることから一見すると非効率的に見えますが、最終的には市民の意思が反映されることとなることにより、むしろ効率的となることが期待できるものであることから、これらを総合的に踏まえて市政を運営していく必要があります。

運用

1 第1項関係

- (1) 市民への情報提供の方法として最も主要なものは市の広報紙であり、情報の共有を進めていく上で、今後ますます広報紙の果たす役割は大きくなるものであることから、市の機関は、市民参加の制度により適した広報紙にしていくよう努めるものとします。
- (2) ホームページは即時性に優れ、大量の情報を提供できる方法であり、今後さらに市民に浸透していくものと考えられるものであることから、市の機関は、ホームページの充実に努めるものとします。
- (3) 市の機関は、市民が気軽に市政についての情報を得られるよう、行政資料コーナーの充実に努めるものとします。
- (4) 市の機関は、将来を見据え、高度情報化社会に対応した情報通信方法を採用入れるよう努めるとともに、情報の双方向化等についても検討し、電子自治体の構築に努めるものとします。
- (5) 市の機関は、市政について市民が十分に理解できるよう分かりやすく十分な情報の提供に努めるものとします。

2 第2項関係

市の機関の職員は、市民に対しての説明や応対の際には、市民が十分に理解できるよう丁寧に分かりやすく、必要に応じて資料等を十分活用して行うものとします。

第5条 議会の役割

（議会の役割）

第5条 議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、市民参加における市の議会の基本的な役割について定めたものです。
- 2 市の議会は、市民と情報の共有を図り、市民及び市の機関と協働して市民参加を進めるよう努める役割があることを定めたものです。
- 3 市の議会は、市の議会の情報を市民に提供するとともに、市の機関に対し、市民への情報提供を促すことにより、市民との情報の共有を図るものとしています。
また、市の議会は自らの役割と責任を自覚し、市民及び市の機関の立場を理解し、尊重し、補完し、協力する協働の理念を基本として、市民参加を進めるよう心がけることとしたものです。これは、情報の共有は市民参加の前提であり、情報の共有が不可欠であること、また、市民参加は、市民、市の機関及び市の議会の三者によるパートナーシップのもとに進めていくことが必要であることから掲げたものです。
- 4 市の議会は、組織体として市の議会自らも公聴会の開催、参考人制度の活用等市民に開かれた議会として自ら市民参加の方途を工夫するとともに、よりよい市政を進めていく観点から、市民参加を行う市の機関に対して市民参加を進めることを促していくよう努めるものとしたものです。

第2章 市民参加の内容

第6条 市民参加の対象

(市民参加の対象)

第6条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
- (3) 規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 市の権限に属さない事項

3 市の機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表するものとします。

4 市の機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加の対象とすることができます。

趣旨及び解釈

1 本条は、市民参加の対象に関することについて定めたものです。

2 第1項関係

(1) 本項は、市民参加の対象となる事項について定めたものです。

(2) 従来から市の機関は市民参加を行ってきましたが、市民参加を求めるかどうかの基準がなく、その判断は、その都度その事務を担当する所管によって行われてきました。そのため、その取扱いには差異がありました。このような状況を改善するため、統一的な基準を設け、市民参加を行わなければならない事項を明らかにしたものです。

(3) 第1号関係

ア 本号は、「市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更」を市民参加の対象事項としたものです。これらの計画については、和光市の長期的な基本的方向性を示しているものであり、市民、市の機関及び市の議会が市の将来に対する共通の目標や認識を持ち、これらの計画に基づいた施策や事業を進めていくためには、市民の理解と協力がなければ成り立たないものであることから、計画を策定又は変更する際には、市民参加を行うことを義務付けたものです。

イ 「市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更」とは、基本構想、基本計画等市政全般及び市政の個別分野における市の基本的な方針や政策等を定める計画を策定又は変更することをいいます。

ウ 構想、指針、方針等の名称は問わず、上記イの計画と同様なものは含まれます。

エ 「市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画」には、例として、基本構想、男女共同参画わこうプラン、地域防災計画、地域福祉計画、環境基本計画、都市計画マスタープラン等があります。

(4) 第2号関係

ア 本号は、「市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃」を市民参加の対象事項としたものです。

イ 「市政に関する基本方針を定める条例」は、これからの和光市の基本的な考え方を示しているものであり、市民、市の機関及び市の議会が共通の目標や認識を持ち、当該条例に基づいた市政を展開していくためには市民の理解と協力がなければ成り立たないものであることから、条例を制定又は改廃する際には、市民参加を行うことを義務付けたものです。

ウ 「市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃」とは、市政全般及び市政の個別分野における市の基本理念や基本的な方針を定める条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

エ 「市政に関する基本方針を定める条例」には、例として、環境基本条例があります。また、本条例もこれに該当します。

オ 「市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例」は、市民の権利・義務にかかわり、市民生活に重大な影響を与えるものであり、市民の理解が不可欠であることから、条例を制定又は改廃する際には、市民参加を行うことを義務付けたものです。

カ 「市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第2項に基づく条例のうち、市民に義務を課し、権利を制限することにより市民生活に重大な影響を与える条例

を制定、改正又は廃止することをいいます。

キ 「市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例」には、例として、文化財保護条例、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例、あき地の環境保全に関する条例、緑の保護および緑化推進に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例等があります。

(5) 第3号関係

ア 本号は、「規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更」を市民参加の対象事項としたものです。大規模な市の施設の設置に当たっては、限られた財源を有効に活用し、市民のニーズに応じた利用しやすい施設としていくことがより一層求められることから、大規模な市の施設の設置に係る計画等を策定又は変更する際には、市民参加を行うことを義務付けたものです。

イ 「規則で定める大規模な市の施設」については、和光市市民参加条例施行規則（平成15年規則第35号。以下「施行規則」といいます。）第3条に規定しており、「事業費がおおむね5億円以上の市民の利用に供する施設」をいいます。なお、「事業費」とは、用地費、調査設計費、工事費等その施設の設置に係る総事業費のことをいいます。また、「市民の利用に供する施設」とは、市民が利用することを主たる目的としている学校、公園、公民館、保育園、児童センター等の施設のことをいいます。

ウ 「設置に係る計画等」とは、施設の新設、改修等についての基本構想、基本計画及び基本設計等をいいます。

(6) 第4号関係

ア 本号は、「市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」を市民参加の対象事項としたものです。これは、「市民生活に重大な影響を及ぼす制度」については、市民のニーズを的確に把握する必要があるとともに、市民に労力や負担を求めることになるものであり、市民の理解と協力がなければ成り立たないものであることから、制度を導入又は改廃する際には、市民参加を行うことを義務付けたものです。

イ 「市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃」とは、第1号で掲げる計画、第2号で掲げる条例、第3号で掲げる施設以外であって市民生活に重大な影響を及ぼすと認められる制度を導入、改正又は廃止することをいいます。

ウ 「制度」とは、条例、規則、規程、告示等に基づいて行う、又は既に行われている一定の仕組みをいいます。

エ 「市民生活に重大な影響を及ぼす制度」には、例として、情報公開制度、個人情報保護制度、小学校及び中学校の通学区域制度、ごみの分別収集制度等があります。

3 第2項関係

- (1) 本項は、第1項で掲げた事項のうち、市民参加の対象としないことができるものについて定めたものです。
- (2) 第1項に該当する対象事項にあっても、市民の意思を反映させる余地がなく、市民参加を行う必要性のない場合や時間的な制約によって市民参加を行うことができない場合等があることから、市民参加を行わないことができるものを定めたものです。
- (3) 本項では、対象事項において市民参加の対象としないことができるものを各号で定めていますが、各号のいずれかに該当するものであっても、費用や時間に対する効果を考慮して市民参加を行うことが適当である場合には、市民参加を行うことができるとしたものです。
- (4) 第1号関係
- ア 本号は、軽易な内容のものについては、市民参加の対象としないことができるものとしたものです。これは、政策的判断を求めるまでもない軽易な内容にあっては、市民参加を行わないことができることとしたものです。
- イ 「軽易なもの」とは、市民参加を求めるまでもない極めて軽微な内容であることをいいます。
- ウ 本号に該当するものとしては、例えば、第1項に該当する条例において、法令を引用している箇所がある場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条、項、号の番号が移動した場合や用語の表現が変わった場合に、その条例を改正する場合等があります。
- (5) 第2号関係
- ア 本号は、緊急性を要するものについては、市民参加の対象としないことができるものとしたものです。これは、災害又は不慮の事態が生じた場合、時間的な制約があり、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加を行ってからでは間に合わないもの、効果が乏しいもの、効果が損なわれるもの等にあっては、市民参加を行わないことができることとしたものです。
- イ 「緊急に行わなければならないもの」とは、意思の決定に迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思を決定するまでの時間を費やすことができないもの又は適当でないものをいいます。
- (6) 第3号関係
- ア 本号は、法令の規定において実施の基準が定められており、その基準に基づき行うものについては、市民参加の対象としないことができるものとしたものです。これは、法令に一定の基準が定められているものにおいては、法令の基準に基づいて行うこととなり、市民の意思を反映させる余地がないものにあっては、市民参加を行わないことができることとしたものです。

イ 「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」とは、法令に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。

ウ 本号に該当するものとしては、例えば、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が示されている場合等があります。

(7) 第4号関係

ア 本号は、市の機関内部の事務処理に関するものについては、市民参加の対象としないことができるものとしたものです。これは、市の機関内部の事務においては、市の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参加を行わないことができることとしたものです。

イ 「市の機関内部の事務処理に関するもの」とは、専ら市の機関の内部事務に関するものをいいます。

ウ 本号に該当するものとしては、職員人事や会計に関する事務処理等があります。

(8) 第5号関係

ア 本号は、市税の賦課徴収等金銭の徴収に関するものについては、市民参加の対象としないことができるものとしたものです。

地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては対象外としています。これについては、これらに関する直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるからであるとされています。このことについては、金銭の徴収に関することについて一般的に相通じるものがあることから、本条例においては、金銭の徴収に関することについては、市民参加を行わないことができることとしたものです。

イ 「その他金銭の徴収」とは、負担金、分担金、使用料、利用料金及び手数料その他の徴収をいいます。

ウ 上記イの負担金及び分担金とは、特定の事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対して課する公法上の金銭給付義務のことをいいます。

エ 上記イの使用料とは、行政財産の目的外使用又は公の施設の使用の対価として徴収する料金をいいます。なお、使用料には、地方公営企業の料金も含まれ、水道料金も該当することになります。

オ 上記イの利用料金とは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者（法人その他の団体で市が指定するものをいいます。）が管理を行っている公の

施設の利用の対価として徴収する料金をいいます。

カ 上記イの手数料とは、特定の者のために行う公の役務に対し、その費用を償うため、又は報償として徴収する料金をいいます。

キ 国民健康保険税及び介護保険料については、それぞれの附属機関で当該制度全体を協議する中でこれらも審議されています。本号は、これらについて市民参加を否定するものではありません。

(9) 第6号関係

ア 本号は、市の権限に属さない事項については、市民参加の対象としないことができるものとしたものです。

イ 「市の権限に属さない事項」とは、国や県の権限に属する事項など市が自ら実施主体となり得ないものをいいます。

ウ 本号に該当するものとしては、例えば、国有施設の建設を決定すること、国道又は県道の整備を決定すること、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更等があります。

4 第3項関係

(1) 本項は、第1項で掲げた事項において、第2項各号のいずれかに該当したことにより、市民参加の対象としないものとしたことについて、公表することを定めたものです。

(2) 本項は、第2項の規定により市民参加の対象としなかった事項を明らかにすることを市の機関に対して責任を課したものです。

5 第4項関係

(1) 本項は、第1項で掲げた事項以外の事項においても、市民参加の対象とすることができることを明確に示したものです。

(2) 第1項は、第2項に該当するものを除き、市民参加を必ず行わなければならない事項を規定したものであり、第1項に該当しない事項でも市民参加を行うことについては、特に制限していません。また、第1項に該当しない事項について市民参加を行うことは差し支えなく、むしろ広く市民参加を行っていくことがこの条例の趣旨に沿うこととなります。このような観点から、本項を設け、第1項に該当しない事項であっても、市民参加を行うことができることを明確に示したものです。

運用

1 第1項関係

本項第3号の市の施設の設置に係る事業費については、基本構想、基本計画、基本設

計等各段階において異なってくるものでありますが、いずれかの段階で5億円以上となることが想定される場合は、最も効果的と思われるできるだけ早い段階から市民参加を行うものとします。

また、施設の設置の是非も含めて市民の意思を確認する必要がある場合には、施設の設置の是非について市民参加を行うものとします。

2 第3項関係

- (1) 市民参加の対象としないものとしたことの公表は、第17条に規定する市民参加の実施状況等と併せて行うものとします。
- (2) 市民参加の対象としないものとしたことの公表については、市民参加の対象としなかった事項及びその理由を公表するものとします。
- (3) 市民参加の対象としないものとしたことの公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

3 第4項関係

対象事項に該当しない事項であっても、これまで市民参加を行ってきた事項については、市民生活に与える影響、市民参加に係る時間及び費用に対する効果等を勘案し、市民参加の対象とすることが適当でないと認められるものを除き市民参加の対象とするものとします。

施行規則

(公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとします。

- (1) 和光市公告式条例(昭和25年条例第61号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報への掲載
- (3) 市の機関の担当窓口、行政資料コーナー、出先機関及び市の施設での閲覧又は配布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(大規模な市の施設)

第3条 条例第6条第1項第3号の規則で定める大規模な市の施設は、事業費がおおむね5億円以上の市民の利用に供する施設とします。

関係法令等

[和光市公告式条例]

(条例の公布)

第 2 条 略

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

和光市役所前

第7条 市民参加の方法

（市民参加の方法）

第7条 市民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市民政策提案手続（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。）
- (2) パブリック・コメント手続（市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。）
- (3) 公聴会手続（政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。）
- (4) 審議会等手続（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの（その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限ります。）を設置し、これに市の機関が諮問等を行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

趣旨及び解釈

1 本条は、市民参加の方法について定めたものです。

2 第1号関係

- (1) 本号は、市民参加の方法の一つとして、「市民政策提案手続」について定めたものです。
- (2) 「市民政策提案手続」とは、市民が自発的に政策等の案を提案し、又は市の機関が市民に政策等の提案を求め、その求めに応じて市民が提案したものに対して、市の機関が意思決定を行い、市民からの提案の概要、それに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
- (3) 「政策等」とは、政策、施策、方策その他市政の目的を達成するための手段、手立て、対策のことをいいます。
- (4) 市民政策提案手続の具体的な内容については、第9条で規定しています。
- (5) 市民政策提案手続は、市民から具体的な政策等を提案する制度です。単なる意見、要望ではなく、公共の福祉の増進の観点から、市全体の利益を考慮して提案されることを目指した制度です。

- (6) 従来行われてきた市民参加は、市の機関が市民に政策等の案を示して、市民に意見を聴く形態で行うものがほとんどであり、市民にとって受動的なものとなっていました。

市民政策提案手続は、市民から能動的に政策等の形成過程に参加し、市民からの具体的な提案を通して市民の持つ多様な知識・経験・創造性を市政に生かし、協働による自治を推進していくことを目指して創設した制度です。

- (7) 市民政策提案手続は、政策等について市民の自由な発想を求める場合に、市民の知恵が結集されたものが期待できるとともに、市政への参加意識が市民間で広がり、高揚していくことが期待できる点で効果的な方法です。一方、政策等の立案には、相当の知識等が求められ、また、相当の労力を伴う面があります。

3 第2号関係

- (1) 本号は、市民参加の方法の一つとして、「パブリック・コメント手続」について定めたものです。
- (2) 「パブリック・コメント手続」とは、市の機関が政策等の案を示し、案に対して市民から書面等により意見を募り、その意見を参考にして政策等を決定し、市民からの意見の概要、それに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。
- (3) パブリック・コメント手続の具体的な内容については、第10条で規定しています。
- (4) パブリック・コメント手続は、政策等の案について広く市民の意見を求める場合に、市民が容易に参加しやすく、また、費用もかからない点で効果的な方法です。一方、市民同士の対話の場となるものではないことから、市民間の合意形成を図ることは難しい面があります。

4 第3号関係

- (1) 本号は、市民参加の方法の一つとして、「公聴会手続」について定めたものです。
- (2) 「公聴会手続」とは、市の機関が政策等の案を示し、その案に対する市民等の意見を聴くための会合を開催する一連の手続をいいます。
- (3) 「公聴会」とは、政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合をいいます。
- (4) 公聴会手続の具体的な内容については、第11条で規定しています。
- (5) 公聴会手続は、政策等の案について広く市民の意見を求める場合に、市民の意見を直接聴くことができる点で効果的な方法です。一方、市民が公の場で自らの意見を主張するものであることから、このような行為に慣れていない市民にとっては、参加しづらい面があります。

5 第4号関係

- (1) 本号は、市民参加の方法の一つとして、「審議会等手続」について定めたものです。

- (2) 「審議会等手続」とは、政策等の案等を審議するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもので、その構成の全部又は一部に市民が含まれるものを設置し、市の機関が諮問等をして意見を求める一連の手続をいいます。
- (3) 「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (4) 「附属機関」とは、法律又は条例に基づき設置される市の機関の執行機関に附属して審議、調査、審査等を行う機関のことをいいます。
- (5) 「これに類するもの」とは、市政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見表明又は意見交換を行う場として、市の機関が要綱等に基づいて臨時に設置する懇談会等をいいます。
- (6) 「諮問等」とは、諮問その他審議会等に対し、提言等を求めることをいいます。
- (7) 審議会等には、法令等の規定によりその構成が定められており、市民が含まれないものもありますが、本条例でいう審議会等は、市民が含まれるものに限るものとしています。したがって、市民が含まれないものは、本条例でいう審議会等ではありません。ここでいう市民には、市民団体の代表者を含むものとし、市民団体の代表者として市民が入るものも本条例でいう審議会等とします。
- (8) 審議会等手続の内容については、第12条で規定しています。ただし、審議会等の具体的な内容については、個々の審議会等ごとに法令等で規定されており、これに基づくものとします。
- (9) 審議会等手続は、政策等について市民又は市民を含む一定の範囲内の者における合議による意見を求める場合に、高度で深い議論ができる点で効果的な方法です。一方、参加できる市民はごく一部に限定され、また、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面があります。

6 第5号関係

- (1) 本号は、第1号から第4号までに掲げたもの以外の市民参加の方法について定めたものです。
- (2) 市民参加には、市民政策提案手続、パブリック・コメント手続、公聴会手続及び審議会等手続以外にも、アンケート、公募・アイディア募集、モニター方式、ワークショップ（研究集会）方式及び意見交換会等多様な方法があります。
- (3) 政策等の意思決定に当たっては、法令等において市民参加の方法が定められている場合があります。この場合は、その市民参加の方法が本条例の趣旨に沿って広く市民参加が行われるものであるかどうかを勘案するとともに、政策等の性質等を考慮し、総合的に判断する必要があります。例えば、都市計画法（昭和43年法律第100号）

第17条第2項に規定する都市計画の案についての意見書の提出については、関係市町村の住民及び利害関係人が意見書を提出できるとされており、本条例の趣旨に沿っていることから、市民参加の方法として適当と認められます。

関係法令等

[地方自治法]

[委員会、委員及び附属機関の設置]

第138条の4 1～2 略

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 8 条 市民参加の実施

（市民参加の実施）

第 8 条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1 以上の適切な方法により行うものとします。

2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。

趣旨及び解釈

1 本条は、市民参加の実施に当たっての基本的な事項について定めたものです。

2 第 1 項関係

本項は、市民参加の対象とした事項の性質、対象とした事項における市民への影響及び対象とした事項に対する市民の関心度を考慮して、最も効果的と思われる適切な時期及び方法によって市民参加を行うことを市の機関に義務付けたものです。

3 第 2 項関係

(1) 本項は、より多くの市民の意見を求める必要がある場合は、2 つ以上の市民参加の方法を併用することに努めるよう定めたものです。

(2) 本項は、市民参加の方法にはそれぞれ特性があり、参加しやすい方法が個々の市民によって異なるものであるとともに、それを行う効果的な時期も異なるものであり、複数の市民参加の方法を用いることが、より効果的となる場合があることから定めたものです。

運用

1 第 1 項関係

(1) 市の機関は、対象事項について市民が理解しやすいよう、分かりやすく十分な情報を提供して市民参加を行うものとします。

(2) 「適切な時期」は、早い段階がよい場合もあれば、そうでない場合もあり、どの段階が最も適当であるのかは政策等によって異なります。いずれにしても、市民参加を行うことによる効果を考慮して時期を設定する必要があります。また、市民の意見を政策等に採り入れ、反映させる余地がある段階で行う必要があります。

なお、市民参加を行う際には、その時期が適切であることを説明できるようにしておく必要があります。

2 第2項関係

市民参加を実施する際は、実施の仕方や周知方法を考慮し、一人でも多くの市民の声を聴くよう努めることが重要です。また、市民参加は、多様な方法で、より多く行うことによって、多くの市民の意見を求めることが期待できますが、市民参加を行うことは、費用と時間がかかるものであることから、費用や時間に対する効果を考慮して市民参加を行う必要があります。

第9条 市民政策提案手続

（市民政策提案手続）

- 第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項（第6条第2項に該当するものを除きます。）について行うことができます。
- 2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。
- 3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者（代表者がいるときは、その代表者）に通知し、原則として公表するものとします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、市民政策提案手続の具体的な内容について定めたものです。
- 2 「市民政策提案手続」の言葉の意味については、第7条第1号に規定しています。
- 3 市民政策提案手続には、市民から自発的に提案する場合と市の機関が市民に提案を求める場合があります。
- 4 第1項関係
- (1) 本項は、市民からの自発的な提案の方法について定めたものです。
- (2) 「年齢満18歳以上の市内に住所を有する者」とは、提案する日において年齢満18歳以上で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく和光市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が和光市にある者をいいます。これについては、市内の居住期間は問いません。
- (3) 市民からの提案には10人以上の連署を必要としています。これは、少なくとも10人の市民がお互いに知恵を出し合い、議論を重ね、合意のもとでよりよい政策等を立案されることを目指して定めたものです。
- (4) 本項による政策等の提案は、第6条第1項の各号に規定する対象事項に該当するものであって、かつ同条第2項に該当しないものに限りします。
- 5 第2項関係
- (1) 本項は、市の機関が政策等の提案を求める場合について定めたものです。
- (2) 市の機関が政策等の提案を求める場合は、その政策等の目的、提案できる者の範囲、

提案の方法等を公表して行うものとしたものです。

- (3) 本項は、市民の自由な発想を求めることにより、市民の持つ知識・経験・創造性を市政に生かしていくことを目指して定めたものです。
- (4) 提案できる者の範囲については、求める政策等の性質等を考慮して、市の機関がその都度設定するものとしています。したがって、第1項に規定する提案できる者の範囲とは異なります。
- (5) 提案の方法についても、提案できる者の範囲と同様にその都度設定するものとしており、第1項に規定する署名の要件や施行規則第4条に規定する提案の方法とは異なります。
- (6) 「その他提案に必要な事項」には、政策等の提案についての条件、政策等の案の提出先、提出期間等があります。

6 第3項関係

- (1) 本項は、市民からの提案があった場合に、市の機関に対して様々な視点からの検討並びにその検討結果等の通知及び公表を義務付けたものです。
- (2) 「原則として」は、政策等の内容等においては、公表することが適当でないもの等がある場合も想定され得ることから規定したものです。

運用

1 第1項関係

- (1) 本項による政策等の提案は、提案しようとする政策等が計画等にあっては計画等の案、条例にあっては条例案を原則とします。ただし、詳細な内容が示されており、それを基に市の機関が政策等の案を作成することが容易にできる程度のものであれば、提案することができるものとします。例えば、条文形式ではなく骨子として示したものであっても、政策等の案として提案することができるものとします。
- (2) 本項による提案の方法については、施行規則第4条で規定しています。

2 第2項関係

- (1) 市の機関は、市民が政策等を提案する際には、住所、氏名等を明らかにするとともに、併せて提案できる者の範囲に該当することを証することについて、明らかにすることを公表して提案を求めるものとします。
- (2) 提案する政策等の案について参考とした資料がある場合は、併せて提出するよう求めるものとし、市の機関は、その旨を公表して提案を求めるものとします。
- (3) 政策等の提案を求める際の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

3 第3項関係

- (1) 提案者(代表者がいるときは、その代表者)の住所、氏名は公表するものとします。
代表者がいるときの代表者以外の提案者の住所、氏名は公表ませんが、これらの情報は、市民から求めがあった場合には提供できるものとします。
 - (2) 本項の検討結果等の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。
 - (3) 市の機関は、市民から提案された政策等の案について総合的かつ多面的に検討するため、必要に応じて市の機関内部において、横断的な検討体制を採るものとします。
- 4 市民から提案について相談があった場合において、市民政策提案手続の要件に明らかに該当せず、請願、陳情、市長への手紙等他の制度によることが適当な場合は、これらの活用を紹介するものとします。
- 5 市民政策提案手続に関する事務の取扱いについては、和光市市民参加事務取扱要領(以下「要領」といいます。)第3で規定しています。

施行規則

(市民政策提案手続による提案)

- 第4条 条例第9条第1項の市民政策提案手続による提案をしようとする者は、市民政策提案書(様式第1号)及び市民政策提案者署名簿(様式第2号)に関係資料を添えて市の機関に提出しなければなりません。

第10条 パブリック・コメント手続

(パブリック・コメント手続)

第10条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとします。

- (1) 政策等の案及び案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、原則として20日以上とします。

3 パブリック・コメント手続により意見を提出することができるものは、次のとおりとします。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市に対して納税義務を有するもの
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

4 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他の規則で定める事項を明らかにしなければなりません。

5 市の機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとします。ただし、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）第7条各号に定める不開示情報のいずれかに該当すると認められるもの（以下「不開示情報」といいます。）は、公表しないものとします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、パブリック・コメント手続の具体的な内容について定めたものです。
- 2 「パブリック・コメント手続」の言葉の意味については、第7条第2号に規定しています。
- 3 第1項関係
 - (1) 本項は、市の機関がパブリック・コメント手続により意見を求めようとするときの

公表事項について定めたものです。

(2) 第1号関係

ア 本号は、意見を求める際の公表事項のうち、政策等の案に関する事項について定めたものです。

イ 市の機関が意見を求めるに当たっては、政策等の案及び案に関する資料を公表して行うものとしたものです。

ウ 本号は、政策等の案の公表に当たっては、市民が案について十分に理解できるよう関係資料を併せて公表するものとしたものです。

(3) 第2号関係

ア 本号は、意見を求める際の公表事項のうち、意見の提出に関する事項について定めたものです。

イ 市の機関が意見を求めるに当たっては、意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表して行うものとしたものです。

(4) 第3号関係

ア 本号は、意見を求める際の公表事項で、第1号及び第2号に掲げるもの以外について定めたものです。

イ 本号に該当するものとしては、例えば、検討結果等の公表の予定時期及び方法等があります。

4 第2項関係

(1) 本項は、パブリック・コメント手続における意見の提出期間について定めたものです。

(2) 意見の提出期間は、原則として20日以上としています。市の機関は、案の内容を考慮し、市民が意見を提出するために十分な時間を確保した、適切な意見の提出期間を設定する必要があります。

(3) 「原則として」は、緊急に行わなければならないもので、意見の提出期間を20日以上確保することが困難であって、意見の提出期間を短縮することがやむを得ない場合等を想定して規定したものです。

緊急に行わなければならないものについては、第6条第2項第2号において市民参加の対象としないことができることとしていますが、時間的な制約の範囲内においてできる限り市民参加を行うべきであることに鑑み、意見の提出期間を20日以上確保することが困難な場合においては、意見の提出期間を短縮することがやむを得ないこともあることから規定したものです。

5 第3項関係

(1) 本項は、パブリック・コメント手続により意見を提出することができるものの範囲

について定めたものです。

(2) 第1号関係

ア 本号は、市内に住所を有する者について、意見を提出することができるものとしたものです。

イ 「市内に住所を有する者」とは、住民基本台帳法の規定に基づく和光市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が和光市にある者をいいます。これについては、市内の居住期間は問いません。

(3) 第2号関係

ア 本号は、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体について、意見を提出することができるものとしたものです。

イ 「その他の団体」とは、法人格はないが、団体の規約及び代表者が定められているものをいいます。

(4) 第3号関係

本号は、市内の事務所又は事業所に勤務する者について、意見を提出することができるものとしたものです。

(5) 第4号関係

ア 本号は、市内の学校に在学する者について、意見を提出することができるものとしたものです。

イ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校のほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する公共職業訓練施設等をいいます。

(6) 第5号関係

本号は、市に対して納税義務を有するものについて、意見を提出することができるものとしたものです。

(7) 第6号関係

ア 本号は、事案に利害関係を有するものについて、意見を提出することができるものとしたものです。

イ 「パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの」とは、パブリック・コメント手続に係る事案によって、自己の権利や利益等に直接影響を受け、又は影響を受けるおそれがある個人及び法人その他の団体をいいます。

6 第4項関係

(1) 本項は、パブリック・コメント手続により意見を提出する場合は、住所、氏名等を

明らかにすることについて定めたものです。

- (2) 本項は、第3条第2項の規定の趣旨を踏まえ、自らの意見と行動に対して責任を持つ観点から、市民が意見を述べる際には、住所、氏名等を明らかにすることを定めたものです。

7 第5項関係

- (1) 本項は、パブリック・コメント手続により市民から提出された意見について、市の機関に対して検討結果等の公表を義務付けたものです。
- (2) 市の機関は、提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方を公表するものとし、併せて政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表するものとしたものです。

運用

1 第1項関係

- (1) 本項により意見を求める際には、次の事項に留意するものとします。
 - ア 市民が政策等の案を理解しやすいように資料を公表すること。
 - イ 市民が政策等の案を理解し、それに対する意見を提出するために十分な時間を確保した提出期間を設定すること。
- (2) 本項の意見を求める際の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。
- (3) 本項第1号の政策等の案については、案の容量が多い場合等必要に応じてその概要を公表するものとします。
- (4) 本項第1号の「案に関する資料」は、施行規則第5条第1項に規定しています。なお、施行規則第5条第1項第1号の「論点」とは、政策等の案の作成に当たって検討の中心となった点及び意見の分かれた点並びに案の根幹にかかわり特に市民の意見を聴く必要がある点等をいいます。
- (5) 本項第2号の意見の提出方法は、施行規則第5条第3項に規定しています。
- (6) 本項第2号の意見の提出期間には、郵便による場合において、提出期間内に必着であるのか、又は消印有効であるのかについて公表するものとします。

2 第2項関係

意見の提出期間については、主たる公表の方法を基準にして設定するものとします。

3 第4項関係

「住所、氏名その他の規則で定める事項」は、施行規則第5条第4項に規定していま

す。

4 第5項関係

- (1) 意見の提出者の住所、氏名等は、情報の提供及び公表をしないものとします。
- (2) 本項の検討結果等の公表は、類似の意見をまとめて公表するなど、市民に分かりやすいよう留意して行うものとします。
- (3) 本項の検討結果等の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

施行規則

(パブリック・コメント手続)

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する政策等の案に関する資料は、次のとおりとします。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
- (2) 市民が当該政策等の案を理解するために必要な資料

2 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第10条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出しなければなりません。

- (1) 政策等の案の名称
- (2) 政策等の案に対する意見及びその理由
- (3) 意見を提出するものについての第4項各号に定める区分に従い、当該各号に定める事項

3 前項の意見の提出の方法は、次のとおりとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

4 条例第10条第4項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市内に住所を有する者 住所及び氏名
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地とし、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者 住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
- (4) 市内の学校に在学する者 住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
- (5) 市に対して納税義務を有するもの 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに納税義務を有することを証する事項とし、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに納税義務を有することを証する事項
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに利害関係を有することを証する事項とし、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有することを証する事項

関係法令等

[和光市情報公開条例]

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関若しくは知事その他県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。） 独立行政法人等（独

立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、捜査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (7) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該情報を提供したものにおける通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該情報を提供したものの信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損

なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

第 11 条 公聴会手続

(公聴会手続)

第 11 条 市の機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表するものとします。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 政策等の案及び案に関する資料
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲
- (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲は、前条第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げるもの及び公聴会に係る事案に利害関係を有するものとします。ただし、市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができます。

3 市の機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。

4 公聴会は、市の機関が指名する者が議長となり主宰します。

5 議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市の機関に提出するものとします。

6 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、不開示情報は、公表しないものとします。

趣旨及び解釈

1 本条は、公聴会手続の具体的な内容について定めたものです。

2 「公聴会手続」の言葉の意味については、第 7 条第 3 号に規定しています。

3 第 1 項関係

(1) 本項は、市の機関が公聴会を開催しようとするときの公表事項について定めたものです。

(2) 第 1 号関係

本号は、公聴会を開催しようとする際の公表事項のうち、公聴会の開催の日時及び場所について定めたものです。

(3) 第 2 号関係

ア 本号は、公聴会を開催しようとする際の公表事項のうち、政策等の案に関する事項について定めたものです。

イ 公聴会を開催しようとする際には、政策等の案及び案に関する資料を公表して行うものとしたものです。

ウ 本号は、政策等の案の公表に当たっては、市民が案について十分に理解できるよう関係資料を併せて公表するものとしたものです。

(4) 第3号関係

ア 本号は、公聴会を開催しようとする際の公表事項のうち、公聴会に出席して意見を述べるができるものの範囲について定めたものです。

イ 第2項で規定する公聴会に出席して意見を述べるができるものの範囲について、その範囲を広げたり、制限することができることとしていることから、その範囲を公表するものとしたものです。

(5) 第4号関係

ア 本号は、公聴会を開催しようとする際の公表事項のうち、公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合に関する事項について定めたものです。

イ 公聴会を開催しようとする際には、公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間を公表して行うものとしたものです。

(6) 第5号関係

本号は、公聴会を開催しようとする際の公表事項で、第1号から第4号までに掲げるもの以外について定めたものです。

4 第2項関係

(1) 本項は、公聴会に出席して意見を述べるができるものの範囲について定めたものです。

(2) 原則として公聴会に出席して意見を述べるができるものの範囲は、次のとおりです。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ 市に対して納税義務を有するもの

カ 公聴会に係る事案に利害関係を有するもの

(3) 「市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができます」とは、上記(2)のアからカまでに該当するもの以外においても公聴会に出席して意見を述べるができるものの範囲に加えることや、上記(2)のアからカまでに

該当するもののうち公聴会に出席して意見を述べることを一部のものに限定することができるものとしたものです。

5 第3項関係

- (1) 本項は、公聴会の中止について定めたものです。
- (2) 本項は、意見の提出を求めたものの意見の提出がなかったことにより、公聴会を中止するものです。
- (3) 市の機関は、意見の提出がなかった場合は、公聴会を中止にします。また、公聴会が中止になったことについて速やかに公表するものとします。

6 第4項関係

- (1) 本項は、公聴会の議長について定めたものです。
- (2) 公聴会の議長は、市の機関が指名します。
- (3) 公聴会は、議長が主宰します。

7 第5項関係

- (1) 本項は、公聴会の記録について定めたものです。
- (2) 「公聴会を開催した都度」とは、開催した公聴会ごとのことをいいます。同一の事案に対して地区や対象者等を限定し、数回に分けて行う場合等については、それぞれ開催した公聴会ごとに記録するものとします。

8 第6項関係

- (1) 本項は、公聴会の記録の公表について定めたものです。
- (2) 「公聴会が終結したとき」とは、一つの事案に対する公聴会が終了したときをいいます。同一の事案に対して何回かに分けて行う場合は、それらがすべて終了したときをいいます。

運用

1 第1項関係

- (1) 公聴会を開催しようとする際には、次の事項に留意するものとします。
 - ア 公聴会の開催の日時は、市民が出席しやすい日時を考慮して設定すること。
 - イ 公聴会の開催の場所は、政策等の案の内容及び市民の関心度等を考慮して適当な位置及び規模の会場を設定すること。
 - ウ 市民が政策等の案を理解しやすいように資料を公表すること。
 - エ 市民が政策等の案を理解し、それに対して公聴会に出席して意見を述べることを希望して意見を提出するために十分な時間を確保した提出期間を設定すること。
- (2) 公聴会を開催しようとする際の公表の方法については、施行規則第2条の規定によ

る方法により行うものとします。

- (3) 本項第2号の政策等の案については、案の容量が多い場合等必要に応じてその概要を公表するものとします。
- (4) 本項第4号の公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出については、施行規則第6条第1項で規定しています。なお、施行規則第6条第1項の「書面等」とは、文書等文字で自己の意思を表現したものをいいます。
- (5) 公聴会に出席して意見を述べることができるもの（以下「公述人」といいます。）の決定については、施行規則第6条第2項で規定しています。
- (6) 同じ趣旨の意見の提出が多数提出されたときの公述人の決定については、施行規則第6条第3項で規定しています。
- (7) 公述人を決定したときは、意見を提出したものに対し、その結果を通知するものとします。
- (8) 公述人に対する公述時間については、公述人が意見を述べるために十分な時間を設定するよう留意するものとします。

2 第3項関係

公聴会の中止の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

3 第4項関係

- (1) 公聴会は、公開で行うものとします。
- (2) 参考人については、施行規則第6条第4項で規定しています。
- (3) 傍聴者については、資格は問わないものとし、会場の規模等を考慮して必要に応じ人数の制限を行うものとします。
- (4) 公聴会の参加者が議長の指示に従うことについては、施行規則第6条第5項で規定しています。
- (5) 代理陳述等については、施行規則第6条第6項で規定しています。なお、施行規則第6条第6項の規定による代理人は、公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲に該当するものの中から依頼するものとします。

4 第5項関係

公聴会の記録として必要な事項については、施行規則第6条第7項に規定しています。

5 第6項関係

- (1) 公聴会の記録の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。
- (2) 公聴会の記録は、特に公表する必要がないと考えられる場合を除き、公表するものとします。

施行規則

（公聴会手続）

- 第6条 公聴会に出席して意見を述べることを希望するものは、意見の要旨及びその理由等を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより提出しなければなりません。
- 2 市の機関は、前項に規定する書面等を提出したものを公聴会に出席して意見を述べることができるもの（以下「公述人」といいます。）として決定するものとします。ただし、書面等に記載された意見の内容が公聴会の対象となる事案に関係がないとき、又は公聴会の運営上支障があると認めるときは、この限りではありません。
- 3 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出したものの中から市の機関が公述人を決定するものとします。
- 4 市の機関は、必要に応じ、公聴会に学識経験を有する者、市の職員その他の者を参考人として出席させることができます。
- 5 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長（公聴会を主宰する議長をいいます。以下同じ。）の指示に従わなければなりません。
- 6 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができます。
- 7 条例第11条第5項の規則で定める事項は、次のとおりとします。
- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
 - (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
 - (3) 政策等の案の内容
 - (4) 公聴会で配布された資料等の内容
 - (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の記録として議長が必要と認める事項

第 12 条 審議会等手続

（審議会等手続）

第 12 条 市の機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、原則として公募により選任される者を含めるものとします。

2 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。

3 市の機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとします。

4 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないとされている場合

(2) 審議等の内容に不開示情報が含まれる場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

5 市の機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めるものとします。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。

6 市の機関は、審議会等の会議録を作成し、不開示情報を除き公表するよう努めるものとします。

趣旨及び解釈

1 本条は、審議会等手続の具体的な内容について定めたものです。

2 「審議会等手続」の言葉の意味については、第 7 条第 4 号に規定しています。

3 第 1 項関係

(1) 本項は、審議会等の構成員に公募により選任される者を含めることについて定めたものです。

(2) 「原則として」は、法令等の規定により委員の構成が定められており、公募により選任する余地のない場合、審議会等の有する性格から公募により選任することがなじまない場合等公募に適さない場合があることから規定したものです。

4 第 2 項関係

(1) 本項は、審議会等の委員の選任の配慮事項について定めたものです。

- (2) 審議会等の委員を選任する場合は、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮するものとしています。
- (3) 「男女比」は、両性の意見を市政に反映させるために配慮するものです。
- (4) 「年齢構成」は、世代を超えて協力し、支え合う社会を推進する観点から、様々な世代の意見を市政に反映させるために配慮するものです。
- (5) 「地域構成」は、地域の均衡ある発展を図り、地域コミュニティ等を推進する観点から、地域の意見を市政に反映させるために配慮するものです。
- (6) 「委員の在期数」及び「他の審議会等の委員との兼職状況」は、多様な市民の知識・経験・創造性を市政に反映させるため、市民の参加機会を確保し、市民参加を推進する観点から配慮するものです。

5 第3項関係

- (1) 本項は、審議会等の委員の公表について定めたものです。
- (2) 審議会等の委員を選任した際には、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとしたものです。

6 第4項関係

- (1) 本項は、審議会等の会議を原則として公開することを定めたものです。審議会等は、市政について市民の意見を反映させるとともに、専門的知識の導入又は市政の公正の確保を図ることを主な目的として設置されるものであり、本来的に公開になじむものであるからです。
- (2) 本項各号の規定は、例外的に会議を非公開とすることができる場合を定めたものです。

(3) 第1号関係

ア 本号は、法令等の規定により非公開とされている場合について定めたものです。

イ 「法令等の規定により公開しないとされている場合」には、例えば、和光市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第50号）第9条による審査会の調査審議等があります。

(4) 第2号関係

本号は、審議等の内容に不開示情報が含まれる場合について定めたものです。

(5) 第3号関係

本号は、会議を公開することにより、議事の運営に支障が生ずる場合について定めたものです。

7 第5項関係

本項は、審議会等の会議の公開による市民参加の前提として、市の機関に対し、審議会等の会議の開催の日程や公開等の手続について、事前に公表する旨の努力義務を課す

ることを定めたものです。

8 第6項関係

本項は、審議会等を設置した市の機関に対し、審議会等の会議録を作成するとともに、不開示情報を除き、公表する旨の努力義務を課することを定めたものです。

運用

1 第1項関係

- (1) 審議会等の委員を公募により選任しようとするときの公表事項は、施行規則第7条で規定しています。なお、施行規則第7条第5号の市の機関が必要と認める事項としては、審議会等の開催予定回数、開催予定日時、報酬の有無等が考えられます。
- (2) 審議会等の委員を公募により選任しようとするときには、市民が審議会等の内容を理解しやすいよう留意して公表するものとします。
- (3) 審議会等の委員を公募により選任しようとするときの公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

2 第2項関係

- (1) 「男女比」については、個々の審議会等において実態を見据えつつ、男女共同参画社会を実現していくため、同程度の割合に近づけるよう努めるものとします。
- (2) 「委員の在期数」については、多様な市民の知識・経験・創造性を市政に反映させ、市民の参加機会を確保する観点から、可能な限り再任は避けるものとします。

3 第3項関係

本項の審議会等の委員の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

4 第4項関係

審議会等の会議は、審議会等設置の規程により非公開と定められている場合を除き、原則として公開としています。当該審議会等の会議において本項各号のいずれかに該当するか否かを判断し、会議の公開・非公開を決定するものとします。この場合、非公開とするときは、その理由を具体的に明らかにするものとします。

5 第5項関係

- (1) 審議会等の会議の開催の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。
- (2) 審議会等は、可能な限り、先々の会議の日程を事前に決定し、公表するよう努めるものとします。
- (3) 審議会等の会議の開催について公表すべき事項は、次のとおりとします。

- ア 会議の議題
- イ 会議の開催の日時及び場所
- ウ 傍聴の可否、傍聴者の定員、傍聴手続
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

6 第6項関係

- (1) 審議会等の会議録は、審議会等で会議の全部を記録することとした場合を除き、原則として、要点を記録することにより作成するものとします。
- (2) 審議会等の会議録の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

施行規則

(委員の公募に関する公表事項)

第7条 市の機関は、審議会等の委員を公募により選任しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 募集する委員の人数及び選考方法
- (4) 応募できる者の範囲及び応募方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

第 13 条 その他の市民参加の方法

（その他の市民参加の方法）

第 13 条 市の機関は、第 9 条から前条までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、市民政策提案手続、パブリック・コメント手続、公聴会手続及び審議会等手続以外で、より効果的な市民参加の方法がある場合は、その方法を積極的に用いることについて定めたものです。
- 2 市民参加には、アンケート、公募・アイディア募集、モニター方式、ワークショップ（研究集会）方式、意見交換会等多様な方法があり、事案の性質や内容、意見等を求める時期等を考慮し、最も効果的と思われる方法により行うものとします。
- 3 アンケートは、政策等について市民の意向を把握する場合には効果的な方法です。この方法は、市民が気軽に参加しやすいものでありますが、参加意識が希薄になる傾向があり、また、アンケートの対象者に抽出されなければ自らの意思を表明できない問題点があります。
- 4 公募・アイディア募集は、政策等に関する特定の事項又は政策等の作成過程において、市民の自由な発想を求める場合には効果的な方法です。この方法は、市民の持つ知識・経験・創造性が発揮されやすく、また、比較的市民が気軽に参加しやすいものでありますが、政策等の内容が多岐にわたるものについては、政策等の全般について行うことは難しい面があります。
- 5 モニター方式は、政策等について一定の期間、一定の市民の意見を求める場合には効果的な方法です。この方法は、市民がモニターとなることによって市政への関心が高まることが期待できるものでありますが、参加できる市民は一部に限定される面があります。
- 6 ワークショップ（研究集会）方式は、政策等について複数の市民の共同による自由な発想を求める場合には効果的な方法です。この方法は、市民同士による意見交換や共同作業を通して、創造性に富んだ政策等の形成及び共通理解が図られること、また、市政への参加意識が市民に広がり、高揚していくことが期待できるものです。
- 7 意見交換会は、政策等に対して市民と市の機関が直接意見を交わす必要がある場合には効果的な方法です。この方法は、市民と市の機関又は市民同士で直接意見を交換しながら、政策等をよりよいものにしていけるものです。

- 8 法令等において、市民参加の経路を経て政策等の意思決定を行うこととされているものについては、この条例の趣旨に沿った市民参加が行われるものであれば、市民参加の方法として認めることができるものとしています。

運用

市民参加を求める際には、その対象者に十分留意し、可能な限り多くの市民が参加できる機会を設けるよう努めるものとします。

第3章 住民投票

第14条 住民投票の請求

(住民投票の請求)

- 第14条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項(第6条第2項各号に掲げるものを除きます。)について、その1,000人以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求(以下「住民投票請求」といいます。)をすることができます。
- 2 前項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者としてします。
- 3 市長は、住民投票請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 4 前2項に掲げるもののほか、第1項の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。
- 5 第3項の規定にかかわらず、市長は、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の6分の1以上の連署による住民投票請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければなりません。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、市民からの住民投票の請求について定めたものです。
- 2 住民投票は、市民の投票によって直接市民の意思を確認するもので、間接民主制を補完するものです。
- 3 住民投票には、現行の法制度において認められている憲法第95条及び地方自治法第261条の地方自治特別法の賛否投票並びに地方自治法第76条の議会の解散請求があった場合の解散の投票並びに同法第80条の議員の解職請求があった場合の解職の投票並びに同法第81条の普通地方公共団体の長の解職請求があった場合の解職の投票以外に、自治体で住民投票条例を制定して行うものがあります。本章では、住民投票条例を制定して行う住民投票について定めています。
- 4 住民投票の請求については、地方自治法第74条の直接請求の一つである条例の制定

又は改廃の請求において行うことができるものですが、本条は住民投票が市民全体の意思を把握できる方法であることから、請求に必要な署名数を緩和して住民投票を請求できることとしたものです。

5 第1項関係

(1) 本項は、市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市長に住民投票を行うことを請求することができることについて定めたものです。

(2) 「議会の議員及び市長の選挙権を有する者」は、第2項で規定しています。

(3) 住民投票を請求できる者は、年齢満20歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上市内に住所を有するものとしたものです。ただし、次に掲げる者は除きます。

ア 成年被後見人

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

ウ 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除きます。）

エ 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

オ 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(4) 「市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項」とは、市政の運営において将来の長期にわたり重大な影響を与え、又は市民生活に重大な影響を及ぼす極めて重要な事項で、その意思の決定に当たり、市民に直接賛否等を問い、市民の意思を確認する必要があるものをいいます。ただし、第6条第2項各号に掲げるものを除きます。

(5) 「第6条第2項各号に掲げるもの」とは、軽易なもの、緊急に行わなければならないもの、法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの、市の機関内部の事務処理に関するもの、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの、市の権限に属さない事項をいいます。「軽易なもの」とは、極めて軽微な内容であり、住民投票をするまでもないことから、住民投票の請求の対象から除くものです。「緊急に行わなければならないもの」については、意思の決定に迅速性が求められるため、住民投票の請求の対象から除くものです。「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの」については、法令に一定の基準が定められ

ており、その基準に基づいて行うものであり、住民投票の請求対象から除くものです。

例えば、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が示されている場合等があります。「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては対象外としており、これについては、これらに関する直接請求は、制度そのものとして必ずしも適当でないものがあるのみならず、地方自治体の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあると認められるからであるとされています。このことについては、金銭の徴収に関することについて一般的に相通じるものがあることから、住民投票の請求の対象から除くものです。「市の権限に属さない事項」とは、国や県の権限に属する事項など市が自ら実施主体となり得ないものをいいます。例として、国有施設の建設を決定すること、国道又は県道の整備を決定すること、市街化区域と市街化調整区域の区域区分の変更等があります。

- (6) 住民投票を行うことの請求を発動することについては、市民の相当数の意思の合意により行うべきものであることから、一定数の要件として1,000人以上の連署としています。
- (7) 1,000人以上の連署については、直接請求の一つである条例の制定又は改廃の請求より要件を緩和し、市民からの請求をしやすくしたものです。また、要件を一定数にし、署名に必要な人数を分かりやすく示したものです。
- (8) 直接請求の条例の制定又は改廃の請求では、市の議会及び市長の選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署とされており、市の議会及び市長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数が1,000人を下回ることとなる場合には、本項の規定を見直す必要が生じてきます。

6 第2項関係

- (1) 本項は、市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者について定めたものです。
- (2) 市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者としています。
- (3) 「選挙人名簿の登録」には、毎年3月、6月、9月及び12月に行われる定時登録と選挙の行われる際に行われる選挙時登録があります。

7 第3項関係

- (1) 本項は、市民から住民投票を行うことの請求があった場合の処置について定めたものです。
- (2) 市長は、住民投票を行うことの請求を受理した日から20日以内に市の議会を招集

しなければなりません。なお、条例の制定又は改廃の請求において、市の議会の議員の任期満了の期日がせまり、当該任期満了による選挙の告示がなされており、実質的に審議することができない等特段の事情があるときは、20日経過後において市の議会を招集し、請求に係る条例を付議して差し支えないものとされています。(行政事例昭和48年6月6日)

- (3) 市長は、第5項に規定する場合を除き、意見を付けて住民投票を行うことの請求を市の議会に付議しなければなりません。
- (4) 市の議会の審議は、通常の議事手続により、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を行わなければなりません。
- (5) 市長は、市の議会の審議の結果を請求代表者に通知するとともに、公表しなければなりません。

8 第4項関係

- (1) 本項は、市民から住民投票を行うことの請求があった場合の処置等について地方自治法の条例の制定又は改廃の請求の規定の例によるものについて定めたものです。
- (2) 本項は、地方自治法第74条第2項の請求の要旨の公表、同条第4項の意見を述べる機会の付与、同条第6項の署名の収集のできない期間、同条第7項の署名簿の記載の委任、同条第8項の氏名代筆者としての署名、第74条の2第1項の署名の審査等、同条第2項の署名簿の縦覧に供すること、同条第3項の署名簿の縦覧の告示等、同条第4項の関係人による署名の異議の申出、同条第5項の署名の異議の申出に対する決定等、同条第6項の署名の異議の申出がないときの決定等、第74条の3第1項の法令の定める成規の手続によらない署名等の無効、同条第2項の詐為等に基づく異議の申出による署名の無効及び同条第3項の署名の効力を決定する場合における関係人の出頭等について、これらの規定の例によるものとしたものです。

9 第5項関係

- (1) 本項は、第3項の規定にかかわらず、市長は、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の6分の1以上の連署による住民投票を行うことの請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければならないとしたものです。
- (2) 「市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者」は、第2項で規定しています。

運用

1 第1項関係

- (1) 住民投票を行うことの請求の方法については、施行規則第8条第1項に規定しています。

(2) 請求代表者の人数は問わないものとします。

2 第3項関係

(1) 市の議会の審議結果の公表については、施行規則第8条第2項の規定によりこれを告示するとともに、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

(2) 住民投票の実施は、施行規則第9条から第21条までの規定により行うものとします。

3 第4項関係

(1) 市民から住民投票を行うことの請求の処置等については、施行規則第8条第2項においても規定しており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項の請求代表者の確認等、第92条の署名の収集等、第94条の署名簿の提出等、第95条の署名者による署名簿の署名等の取消し、第95条の2の署名簿の署名の証明が終了したときの告示等、第95条の3の証明の修正による署名簿への附記等、第95条の4の署名簿を返付する場合の記載事項、第96条の請求の期間等、第97条の請求の却下等、第98条の請求の受理の通知等及び第98条の2の意見を述べる機会を付与するときの通知等について、これらの規定の例によるものとしています。

(2) 本項による地方自治法及び施行規則第8条第2項による地方自治法施行令の規定の例によるものとしている事項の公表の方法については、施行規則第2条の規定による方法により行うものとします。

4 第5項関係

(1) 住民投票を行うことの請求の方法については、施行規則第8条第1項に規定しています。

(2) 請求代表者の人数は問わないものとします。

(3) 住民投票の実施は、施行規則第9条から第21条までの規定により行うものとします。

5 住民投票の請求に関する事務の取扱いについては、要領第4で規定しています。

施行規則

（住民投票の請求等）

第8条 条例第14条第1項の住民投票を行うことの請求をしようとする代表者は、住民投票請求書（様式第3号）を提出し、市長に対し、住民投票請求代表者証明書交付申請書（様式第4号）により住民投票請求代表者証明書（様式第5号）の交付を申請しなければなりません。

2 前項の請求の処置等に関しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項、第92条及び第94条から第98条の2までの規定の例によるものとします。

3 住民投票に係る署名簿その他の様式は、別に定めます。

4 略

（住民投票の形式）

第9条 住民投票は、賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式で行わなければなりません。

（住民投票の通知）

第10条 市長は、住民投票を実施することが決定したときは、速やかに和光市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に通知し、その要旨を公表しなければなりません。

（投票資格者名簿の調製等）

第11条 選挙管理委員会は、条例第15条の2第3項本文に規定する住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」といいます。）について、住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）を調製するものとします。

2 選挙管理委員会は、前項の資格者名簿の調製について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができます。

（投票日）

第12条 住民投票の期日（以下「投票日」といいます。）は、第10条の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとします。ただし、この項本文に掲げる期間の範囲内において、市の区域内で選挙が実施される場合は、その選挙の期日と同じ日を投票日とします。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前項ただし書の選挙の期日と同じ日を投票日とすることが困難であると選挙管理委員会が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を投票日とすることができます。

3 選挙管理委員会は、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。

（投票の方法）

第13条 投票資格者は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載して、投票しなければなりません。

（投票用紙）

第14条 前条の規定による投票は、選挙管理委員会が別に定める投票用紙により行うも

のとします。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、点字による投票は、選挙管理委員会が別に定める点字用の投票用紙により行うものとします。

（開票立会人）

第15条 選挙管理委員会は、開票立会人を投票資格者のうちから公募により選任するものとします。

- 2 開票立会人となることを希望する者は、投票日前3日までに、別に定めるところにより選挙管理委員会にその旨を申し出るものとします。

- 3 前項の規定による申出のあった者が10人を超えないときは、直ちにその者をもって開票立会人とし、10人を超えるとときは申出のあった者のうちから選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもって開票立会人とするものとします。

- 4 選挙管理委員会は、前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示するものとします。

- 5 開票立会人が3人に達しないとき又は投票日の前日までに3人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは、公職選挙法第62条の規定の例により選挙管理委員会が選任する開票管理者において、資格者名簿に登録された者のうちから3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせるものとします。

（無効投票）

第16条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とします。ただし、点字による投票は、この限りではありません。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの
- (6) 投票用紙に何も記載していないもの

（情報の提供）

第17条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、投票に付する事案に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとします。

（投票運動）

第 18 条 住民投票の運動は、自由とします。ただし、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 買収、脅迫等市民の自由な意思を拘束し、不当に干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

2 第 12 条第 3 項の規定による告示の日から当該告示に係る投票日までの期間に、市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができません。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第 86 条第 1 項又は第 8 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）衆議院名簿届出政党等（同法第 86 条の 2 第 1 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第 86 条の 3 第 1 項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第 13 章の規定に違反するものを除く。）又は同法第 14 章の 3 の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。

（住民投票の結果の告示等）

第 19 条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民投票請求の代表者に通知しなければなりません。

（再請求の制限期間）

第 20 条 条例第 14 条第 3 項又は第 5 項の規定により住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事項について住民投票請求を行うことができないものとします。

（投票及び開票）

第 21 条 第 9 条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の例によります。

関係法令等

[公職選挙法]

(登録)

第 2 2 条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の 2 日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の 1 日から 7 日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

[地方自治法]

[条例の制定又は改廃の請求とその処置]

第 7 4 条 略

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 略

4 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令の定めるところにより、第 1 項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 略

6 第 1 項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

7 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第 1 項の規定による請求者の署名とみなす。

8 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

〔署名の証明・縦覧・争訟等〕

第74条の2 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。

4 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第2項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市町村の選挙管理委員会は、第2項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

7～13 略

〔署名の無効及び関係人の出頭証言〕

第74条の3 条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

(1) 法令の定める成規の手續によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

2 前条第4項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

4 略

[地方自治法施行令]

第 9 1 条 略

- 2 前項の規定による申請があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があつたときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

第 9 2 条 条例制定又は改廃請求代表者は、条例制定又は改廃請求者署名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して地方自治法第 7 4 条第 5 項に規定する選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし印を押すことを求めなければならない。

- 2 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

- 3 条例制定又は改廃請求代表者は、前項の規定により署名し印を押すことを求めるための委任をしたときは、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもつて当該普通地方公共団体の長及び受任者の属する市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 4 第 1 項及び第 2 項の署名及び印は、前条第 2 項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては 2 箇月以内、市町村にあつては 1 箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第 7 4 条第 7 項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第 2 項の規定による告示があつた日から都道府県にあつては 6 2 日以内、市町村にあつては 3 1 日以内とする。

- 5 地方自治法第 7 4 条第 7 項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- (1) 任期満了による選挙 任期満了の日前 6 0 日に当たる日
- (2) 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- (3) 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 3 条の 2 第 2 項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第 3 項の規

定によるものについては、参議院議員の任期満了の日)前60日に当たる日のいずれか遅い日

(4) 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第6条の2の規定により都道府県が設置された日

(5) 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第90条第3項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日

(6) 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第7条の規定により市町村が設置された日

(7) 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第91条第3項の規定による議員の定数の増加に係る同条第1項の条例の施行の日(市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第8条第1項の規定の適用がある場合には、同法第2条第1項に規定する市町村の合併の日)

(8) 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

6 前項第3号又は第8号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第199条の5第4項第4号から第6号までに規定する告示があつた日をいう。

第94条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印を押した者の数が地方自治法第74条第5項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の50分の1以上の数となつたときは、条例制定又は改廃請求代表者は、第92条第4項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、当該請求に係る区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から都道府県に関する請求にあつては10日以内、市町村に関する請求にあつては5日以内に、条例制定又は改廃請求者署名簿(署名簿が2冊以上に分れているときは、これらを一括したもの)を市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合において、審査の結果条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る2以上の有効署名及び印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、署名審査録を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の確定するまでの間、これを保存しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、条例制定又は改廃請求者署名簿の仮提出又は提出が前条

第 1 項の規定による期間又は第 1 項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

第 9 5 条 条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印をおした者は、条例制定又は改廃請求代表者が前条第 1 項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、条例制定又は改廃請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消すことができる。

第 9 5 条の 2 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第 7 4 条の 2 第 1 項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに条例制定又は改廃請求者署名簿に署名し印をおした者の総数及び有効署名の総数を告示し、且つ、公衆の見易い方法により掲示しなければならない。

第 9 5 条の 3 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第 7 4 条の 2 第 5 項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基く旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を条例制定又は改廃請求者署名簿に附記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

第 9 5 条の 4 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法第 7 4 条の 2 第 6 項の規定により条例制定又は改廃請求者署名簿を条例制定又は改廃請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名し印をおした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

第 9 6 条 地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定による請求は、同法第 7 4 条の 2 第 6 項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県に関する請求にあつては 1 0 日以内、市町村に関する請求にあつては 5 日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第 7 4 条第 5 項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは判決書又は地方自治法第 7 4 条の 2 第 1 0 項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第 9 7 条 前条第 1 項の請求があつた場合において、条例制定又は改廃請求者署名簿の有効署名の総数が地方自治法第 7 4 条第 5 項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数に達しないとき、又は前条第 1 項の規定による期間を経過しているときは、普通地方公共団体の長は、これを却下しなければならない。

- 2 前条第1項の請求があつた場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、都道府県に関する請求にあつては5日以内、市町村に関する請求にあつては3日以内の期限を附けてこれを補正させなければならない。

第98条 第96条の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、地方自治法第74条第3項の規定による議会の審議の結果を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

第98条の2 議会は、地方自治法第74条第4項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、条例制定又は改廃請求代表者に対し、その日時、場所その他必要な事項を通知するとともに、これらの事項を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

- 2 議会は、条例制定又は改廃請求代表者が複数であるときは、これらの者のうち地方自治法第74条第4項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めるものとする。

- 3 議会は、前項の規定により意見を述べる機会を与える条例制定又は改廃請求代表者の数を定めたときは、第1項の通知に併せて、その旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知しなければならない。

第 15 条 市長が提案する住民投票

（市長が提案する住民投票）

第 15 条 市長は、市の存立に係る重要な事項について市民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことを議会に提案するものとします。

2 前項の住民投票を行う場合における投票権を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するもの
- (2) 年齢満 18 歳以上の規則で定める永住外国人で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するもののうち、市長に投票資格者の登録を申請したもの

趣旨及び解釈

1 本条は、市長からの住民投票の提案について定めたものです。

2 第 1 項関係

- (1) 本項は、市長が市の存立に係る重要な事項について市民の意思を直接確認する必要がある場合は、住民投票を行うことについて市の議会に提案することを義務付けたものです。
- (2) 「市の存立に係る重要な事項」とは、市の存立にかかわる基礎的な条件に関する事項をいいます。例としては、市の合併、分離等があります。
- (3) 本項は、地方自治法第 149 条第 1 号の規定による市長の議案提出権の制限を意味するものではなく、市の存立に係る重要な事項でないものを市長が住民投票を行うことを提案することについて否定するものではありません。

3 第 2 項関係

- (1) 本項は、市の存立に係る重要な事項について市長が提案する場合の住民投票の投票権を有する者について定めたものです。投票資格は、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で、永住外国人を含むこととしています。
- (2) 本項の住民投票の投票権を有する者については、犯罪等による失権の規定は設けていません。
- (3) 本項は、前条第 1 項に規定する市民からの住民投票の請求における投票資格者の範囲を制限したものではありません。市民から住民投票を請求する場合の投票資格者の範囲は、第 15 条の 2 第 3 項で規定しています。

(4) 第 1 号関係

本号は、日本国籍を有する者について定めています。日本国籍を有する者については、年齢満 18 歳以上で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するものとしています。

(5) 第 2 号関係

本号は、永住外国人について定めています。永住外国人については、年齢満 18 歳以上で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するもののうち、市長に投票資格者の登録を申請したものとしています。

運用

1 第 1 項関係

住民投票の実施は、施行規則第 9 条から第 21 条までの規定により行うものとします。

2 第 2 項関係

永住外国人の範囲については、施行規則第 8 条第 4 項で定めています。

施行規則

(住民投票の請求等)

第 8 条 1～3 略

4 条例第 15 条第 2 項第 2 号の規則で定める永住外国人は、次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

(住民投票の形式)

第 9 条 住民投票は、賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式で行わなければなりません。

(住民投票の通知)

第 10 条 市長は、住民投票を実施することが決定したときは、速やかに和光市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に通知し、その要旨を公表しなければなりません。

(投票資格者名簿の調製等)

第 11 条 選挙管理委員会は、条例第 15 条の 2 第 3 項本文に規定する住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」といいます。）について、住民投票資格者名簿（以下「資

格者名簿」といいます。)を調製するものとします。

- 2 選挙管理委員会は、前項の資格者名簿の調製について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができます。

（投票日）

第12条 住民投票の期日（以下「投票日」といいます。）は、第10条の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとします。ただし、この項本文に掲げる期間の範囲内において、市の区域内で選挙が実施される場合は、その選挙の期日と同じ日を投票日とします。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、前項ただし書の選挙の期日と同じ日を投票日とすることが困難であると選挙管理委員会が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を投票日とすることができます。

- 3 選挙管理委員会は、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。

（投票の方法）

第13条 投票資格者は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載して、投票しなければなりません。

（投票用紙）

第14条 前条の規定による投票は、選挙管理委員会が別に定める投票用紙により行うものとします。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、点字による投票は、選挙管理委員会が別に定める点字用の投票用紙により行うものとします。

（開票立会人）

第15条 選挙管理委員会は、開票立会人を投票資格者のうちから公募により選任するものとします。

- 2 開票立会人となることを希望する者は、投票日前3日までに、別に定めるところにより選挙管理委員会にその旨を申し出るものとします。
- 3 前項の規定による申出のあった者が10人を超えないときは、直ちにその者をもって開票立会人とし、10人を超えるときは申出のあった者のうちから選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもって開票立会人とするものとします。
- 4 選挙管理委員会は、前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示するものとします。
- 5 開票立会人が3人に達しないとき又は投票日の前日までに3人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は

開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは、公職選挙法第62条の規定の例により選挙管理委員会が選任する開票管理者において、資格者名簿に登録された者のうちから3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせるものとしします。

（無効投票）

第16条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とします。ただし、点字による投票は、この限りではありません。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの
- (6) 投票用紙に何も記載していないもの

（情報の提供）

第17条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、投票に付する事案に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとしします。

（投票運動）

第18条 住民投票の運動は、自由とします。ただし、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 買収、脅迫等市民の自由な意思を拘束し、不当に干渉する行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

2 第12条第3項の規定による告示の日から当該告示に係る投票日までの期間に、市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができません。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動

(同章の規定に違反するものを除く。)が、住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。

(住民投票の結果の告示等)

第19条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民投票請求の代表者に通知しなければなりません。

(再請求の制限期間)

第20条 条例第14条第3項又は第5項の規定により住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事項について住民投票請求を行うことができないものとします。

(投票及び開票)

第21条 第9条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の例によります。

関係法令等

[出入国管理及び難民認定法]

別表第2(第2条の2、第7条、第22条の3、第24条の4、第61条の2の2、第61条の2の8関係)(原文縦書き)

在 留 資 格	本邦において有する身分又は地位
永 住 者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者 等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者 等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

[日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法]

(法定特別永住者)

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各

号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

(1) 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)(以下「旧昭和27年法律第126号」という。)第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和40年法律第146号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者

(2) 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者

(特別永住許可)

第4条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2～6 略

第5条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第2の上欄の在留資格(永住者の在留資格を除く。)をもつて在留するものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

2～4 略

第 15 条の 2 住民投票の執行

（住民投票の執行）

第 15 条の 2 住民投票は市長が執行するものとします。

2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとします。

3 住民投票の投票権を有する者は、前条の規定により住民投票を実施する場合を除き、公職選挙法第 9 条第 2 項に規定する和光市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しないものとします。

(1) 公職選挙法第 11 条及び第 252 条の規定により選挙権を有しない者

(2) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しない者

趣旨及び解釈

1 本条は、住民投票の執行について定めたものです。

2 第 1 項関係

住民投票の執行者は市長となります。

3 第 2 項関係

投票資格者名簿の調製や管理、投票・開票の事務手続きなどは選挙とほぼ同様です。

住民投票の執行については、条例施行規則第 11 条から第 21 条に規定されています。

選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会で投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、住民投票の実務については、市長から選挙管理委員会に委任するものとします。

4 第 3 項関係

(1) 本項は、市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、住民投票の投票権を有することについて定めたものです。

(2) 「議会の議員及び市長の選挙権を有する者」は、年齢満 20 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 箇月以上市内に住所を有するものとしたものです。ただし、公職選挙法第 11 条及び第 252 条の規定により選挙権を有しない者、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 28 条の規定により選挙権を有しない者のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しないものとします。

関係法令等

[地方自治法]

〔他の執行機関との関係〕

第 180 条の 2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

[公職選挙法]

（選挙権）

第 9 条 略

2 日本国民たる年齢満 20 年以上の者で引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 ～ 5 略

（選挙権及び被選挙権を有しない者）

第 11 条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- (1) 成年被後見人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- (5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第 252 条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第 30 条の 6 の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものにつ

いて、第1項又は第252条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第252条 この章に掲げる罪(第236条の2第2項、第240条、第242条、第244条、第245条、第252条の2、第252条の3及び第253条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪(第253条の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 第221条、第222条、第223条又は第223条の2の罪につき刑に処せられた者で更に第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられた者については、前2項の5年間は、10年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者(第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられた者を除く。)に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第1項に規定する者で第221条から第223条の2までの罪につき刑に処せられたもの及び第2項に規定する者に対し第1項若しくは第2項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の10年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

[政治資金規正法]

(罰則)

第28条 第23条から第26条の5まで及び前条第2項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第23条、第24条、第25条第1項、第26条、第26条の2、第26条の4及び

前条第2項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第1項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の5年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

4 公職選挙法第11条第3項の規定は、前3項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第3項中「第1項又は第252条」とあるのは、「政治資金規正法第28条」と読み替えるものとする。

第 15 条の 3 投票結果の尊重

（投票結果の尊重）

第 15 条の 3 市民、議会及び市の機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、住民投票の結果を、市民、議会及び市の機関は尊重しなければならないことを定めたものです。
- 2 「尊重」とは、投票結果を参考とすることにとどまらず、投票結果を慎重に検討し、これに十分な考慮を払いながら、議会と市の機関が意思決定を行っていくことです。このため、議会及び市の機関は、それぞれの意思決定について、住民に対する十分かつ明確な説明責任を果たす必要があります。
- 3 住民投票には、拘束型と諮問型の 2 つの種類があります。「拘束型住民投票」は、住民投票の結果が出た場合、市民、議会及び市の機関がその結果に法的に拘束され、従わなければならないようになります。つまり、住民投票の結果が、市民、議会及び市の機関の意思表示となり、市民、議会及び市の機関がその結果を実現するために行動する義務を負うことになります。

これに対して、「諮問型住民投票」は、「拘束型住民投票」のような法的拘束力はなく、また、市民、議会及び市の機関の選択や判断を完全に縛るものではなく、その結果を尊重しなければならないものとしています。当市における住民投票は、本条で「市民、議会及び市の機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません」と規定しているとおり、後者の「諮問型住民投票」を指します。

したがって、住民投票を実施した際は、市民、議会及び市の機関は、その投票率の高低、投票で出た結果等を総合的に判断して、結論を出すことになります。

第4章 市民参加の推進のために

第16条 推進会議の設置

（推進会議の設置）

第16条 この条例に基づく市民参加を適正に推進し、及び市民参加をより一層推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として和光市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。

- (1) この条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的な事項

3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する12人以内の委員で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

4 市長は、前項の規定による委員の委嘱をする場合は、公募による委員を委員総数の3分の1以上となるよう努めるものとします。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

趣旨及び解釈

1 本条は、和光市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）の設置並びに推進会議の組織及び運営についての基本的な事項について定めたものです。

2 第1項関係

- (1) 本項は、推進会議の設置の趣旨について定めたものです。
- (2) 推進会議は、この条例に基づく市民参加を適正に推進するとともに、市民参加をよ

り一層推進することを目的として設置するものです。

(3) 推進会議は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関です。

3 第2項関係

(1) 本項は、推進会議の所掌事項について定めたものです。

(2) 第1号関係

ア 本号は、「この条例の運用状況に関する事項」を所掌事項としたものです。

イ 本条例に基づいて市民参加が適正に行われているか確認するとともに、市民参加を行った結果について検証し、この制度上での効果的な市民参加の進め方について審議するものです。

ウ 本号は、第1項の「この条例に基づく市民参加を適正に推進し」について、具体的な所掌事項を掲げたものです。

(3) 第2号関係

ア 本号は、「この条例の見直しに関する事項」を所掌事項としたものです。

イ 本条例の運用状況及び効果を検証するとともに、市民参加のあり方について検討し、本条例の見直しについて審議するものです。

ウ 本号は、第1項の「市民参加をより一層推進する」について、具体的な所掌事項を掲げたものです。

エ 条例の見直しについては、第18条で市長が行うことと規定しており、その附属機関として本条例の見直しについて所掌事項としたものです。

(4) 第3号関係

本号は、第1号及び第2号以外で市民参加の推進に関する基本的な事項を所掌事項としたものです。

4 第3項関係

(1) 本項は、推進会議の委員構成について定めたものです。

(2) 委員総数は、12人以内としています。

(3) 「委嘱」は、第1号から第3号に該当する者に対して行うものです。また、「任命」は、第4号の市の職員に対して行うものです。

(4) 第1号関係

本号は、「公募による市民」を構成員としたものです。

(5) 第2号関係

ア 本号は、「市内で地域活動を行う団体を代表する者」を構成員としたものです。

イ 「市内で地域活動を行う団体」とは、市内の各地域において主として公共の福祉の増進に寄与することを目的として活動を行っている団体であって、団体の規約及び代表者が定められているものをいいます。

ウ 「代表する者」は、団体の代表者に限るものではなく、団体の内部で推薦、承諾等を受けた者等を含みます。

(6) 第3号関係

ア 本号は、「学識経験を有する者」を構成員としたものです。

イ 「学識経験を有する者」とは、地方自治における市民参加等について専門的な知識・経験を有する者をいいます。

(7) 第4号関係

ア 本号は、「市の職員」を構成員としたものです。

イ 協働のパートナーとして市の職員も審議に参加することとしたものです。

5 第4項関係

(1) 本項は、推進会議の委員総数における公募の委員の割合について定めたものです。

(2) 公募による委員は、委員総数の3分の1以上となるよう努めるものとしています。

(3) 公募に応じた市民の数が少なく、委員総数の3分の1に達しない場合等やむを得ない場合を除き、公募による委員が委員総数の3分の1以上となるようにするものとします。

6 第5項関係

(1) 本項は、推進会議の委員の任期について定めたものです。

(2) 委員の任期は、2年としています。

(3) 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としています。

7 第6項関係

(1) 本項は、推進会議の委員の再任について定めたものです。

(2) 委員は、再任することができるものとしています。

8 第7項関係

本項は、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を規則に委任することについて定めたものです。

運用

1 第2項関係

第1号の本条例の運用状況に関する事項は、次のとおりとします。

(1) 市民参加の実施状況

(2) 市民参加の実施予定

(3) 情報の提供の状況

(4) 審議会等の委員の委嘱状況

(5) 市民参加に係る市民からの意見、要望

(6) 本制度の課題

2 第3項関係

本項第1号の「市民」は、年齢満20歳以上の市内に住所を有する者としてします。

3 第6項関係

本項においては、委員の再任はできるものとしていますが、できる限り多くの市民の参加を確保する観点から、可能な限り再任は避けるものとしてします。再任する場合は原則として1回としてします。

4 第7項関係

推進会議の組織及び運営については、施行規則第22条に規定しています。

施行規則

(推進会議の組織及び運営)

第22条 和光市市民参加推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となります。

5 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

7 推進会議の会議は、公開します。ただし、条例第12条第4項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、推進会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

8 推進会議の庶務は、企画部において処理します。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めます。

関係法令等

[地方自治法]

[委員会、委員及び附属機関の設置]

第138条の4 1～2 略

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 17 条 市民参加の実施状況等の公表

（市民参加の実施状況等の公表）

第 17 条 市長は、毎年度 1 回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、市民参加の実施状況及び実施予定の公表について定めたものです。
- 2 本条は、市民参加の実施状況及び実施予定について毎年度 1 回公表することを市長に対して義務付けたものです。
- 3 市民参加の実施状況については、市民参加を行った状況及び結果を市民に周知するとともに、市民参加が適正に行われているか確認できるようにしたものです。
- 4 市民参加の実施予定については、市民参加を行うことを予定している事項について市民に周知するとともに、市民参加を行おうと予定している時期を示すことによって、個々の市民にとって関心のある事項に対して、事前に対応の準備が図れるようにしたものです。

運用

- 1 市民参加の実施状況については、少なくとも次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 市民参加を実施した政策等の名称
 - (2) 市民参加の実施方法
 - (3) 市民参加の実施時期
 - (4) 提案、意見等の提出者数等
 - (5) 市民参加を実施した市の機関の担当
- 2 市民参加の実施予定については、原則として次に掲げる事項を公表するものとします。
 - (1) 市民参加の実施を予定している政策等の名称
 - (2) 市民参加の実施予定方法
 - (3) 市民参加の実施予定時期
 - (4) 市民参加の実施を予定している市の機関の担当
- 3 本条の公表と併せて、第 6 条第 3 項に規定する市民参加の対象としないものとしたことの公表を行うものとします。
- 4 市民参加の実施状況及び実施予定の公表の方法については、施行規則第 2 条の規定に

よる方法により行うものとします。

第5章 雑則

第18条 条例の見直し

（条例の見直し）

第18条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

趣旨及び解釈

- 1 本条は、本条例の見直しについて定めたものです。
- 2 本条は、社会情勢の変化や市民参加の状況を踏まえ、必要に応じて本条例の見直しを行うものとしたものです。
- 3 本条例の運用状況及び効果を検証するとともに、市民参加のあり方について検討し、市民参加がより一層推進するよう本条例の見直しを行うものとしています。

第 19 条 委任

（委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

趣旨及び解釈

本条は、この条例を施行するに際して必要な事項を規則で定めることを委任することについて定めたものです。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行します。

（和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている政策等であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第2章の規定は、適用しません。

趣旨及び解釈

- 1 本条例の附則について定めたものです。

2 第1項関係

- (1) 本項は、施行期日について定めたものです。
- (2) 施行期日は、平成16年1月1日としています。

3 第3項関係

- (1) 本項は、経過措置について定めたものです。
- (2) 平成16年1月1日において、既に着手され、又は着手のための準備が進められている政策等について、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合、第2章「市民参加の方法」の第6条から第13条までの規定は、適用しないこととしたものです。
- (3) 既に事業等の行程が定められており、市民参加を行うためにその行程について大きな修正が余儀なくされることになり、それによって円滑な市政運営に支障を来すことになるもの等については、適用しないものとしています。

附則(平成 2 3 年条例第 2 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の和光市市民参加条例第 1 4 条第 1 項の規定によりなされた住民投票の請求の処置等については、なお従前の例によります。

趣旨及び解釈

- 1 本条例の一部を改正する条例 (平成 2 3 年条例第 2 号) の附則について定めたものです。
- 2 第 1 項関係
 - (1) 本項は、施行期日について定めたものです。
 - (2) 施行期日は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日としています。
- 3 第 2 項関係
 - (1) 本項は、経過措置について定めたものです。
 - (2) 平成 2 3 年 1 0 月 1 日において、既に改正前の和光市市民参加条例第 1 4 条第 1 項の規定によりなされた住民投票の請求の処置等については、改正前の条例の規定で実施することとしたものです。

和光市市民参加条例関係資料集

目次

前文

第1章 基本的な事項（第1条—第5条）

第2章 市民参加の内容（第6条—第13条）

第3章 住民投票（第14条—第15条の3）

第4章 市民参加の推進のために（第16条・第17条）

第5章 雑則（第18条・第19条）

附則

私たち市民は、和光市がより住みやすいまちになることを望んでいます。市民生活をより豊かで快適なものとしていくためには、より多くの市民が市政にかかわり、市政を更に発展させていく必要があります。

市民は、地方自治の主役であり、市政に参加する権利があります。市民も責任と自覚を持って積極的に市政に参加して、市民の持つ知識・経験・創造性を反映させていくことが大切です。そのためには、市政についての情報や活動内容を市民がいつでも簡単に知ることができ、市民がどのように市政に参加できるかを決めておく必要があります。また、市民と市の機関と市の議会がお互いの立場を理解し、尊重し、協力することも欠かせません。

これからのより住みやすいまちを目指して、市民が市政に参加するための基本的な取決めをまとめた「和光市市民参加条例」をここに作ります。

第1章 基本的な事項

（目的）

第1条 この条例は、市民が市の機関及び市の議会（以下「議会」といいます。）と情報を共有しつつ、市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、協働による自治を推進し、住みやすいまちをつくることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「市民参加」とは、市民が市政に関して意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいいます。
- (2) 「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいいます。
- (3) 「協働」とは、市民、市の機関及び議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

(市民の役割)

第3条 市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします。

2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません。

(市の機関の役割)

第4条 市の機関は、市政について市民に積極的に情報を提供し、市民参加を進めるものとします。

2 市の機関は、市政について市民に十分に説明し、市民からの質問や要請に対して誠意を持って応答しなければなりません。

3 市の機関は、市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行わなければなりません。

(議会の役割)

第5条 議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします。

第2章 市民参加の内容

(市民参加の対象)

第6条 市民参加の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
- (3) 規則で定める大規模な市の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 市の権限に属さない事項

3 市の機関は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表するものとします。

4 市の機関は、対象事項以外の事項にあっても、市民参加の対象とすることができます。

(市民参加の方法)

第7条 市民参加の方法は、次のとおりとします。

- (1) 市民政策提案手続（市民が具体的な政策等を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。）
- (2) パブリック・コメント手続（市の機関が政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見の提出を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。）
- (3) 公聴会手続（政策等に対して広く市民等の意見を聴くため、市の機関が行う会合を開催する一連の手続をいいます。）
- (4) 審議会等手続（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの（その構成の全部又は一部に市民が含まれるものに限りまゝ。）を設置し、これに市の機関が諮問等を行うことにより意見を求める一連の手続をいいます。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法
（市民参加の実施）

第8条 市の機関は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に前条に定める方法のうちから、1以上の適切な方法により行うものとします。

- 2 前項の場合において、市の機関は、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参加の方法を併用するよう努めるものとします。
（市民政策提案手続）

第9条 市民政策提案手続における提案は、年齢満18歳以上の市内に住所を有する者が10人以上の連署をもって、その代表者から市の機関に対して対象事項（第6条第2項に該当するものを除きます。）について行うことができます。

- 2 市民政策提案手続において、市の機関が政策等の提案を求めようとするときは、提案を求める政策等の目的、提案できる者の範囲、提案の方法その他提案に必要な事項を公表するものとします。
- 3 市の機関は、提案のあった政策等について総合的かつ多面的に検討し、検討結果及びその理由を提案した者（代表者がいるときは、その代表者）に通知し、原則として公表するものとします。

（パブリック・コメント手続）

第10条 市の機関は、パブリック・コメント手続により意見を求めようとするときは、次の事項を公表するものとします。

- (1) 政策等の案及び案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメント手続における意見の提出期間は、原則として20日以上とします。
- 3 パブリック・コメント手続により意見を提出することができるものは、次のとおりとします。
- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内の学校に在学する者
 - (5) 市に対して納税義務を有するもの
 - (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- 4 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、住所、氏名その他の規則で定める事項を明らかにしなければなりません。
- 5 市の機関は、パブリック・コメント手続により提出された意見について検討を終了し、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市の機関の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとします。ただし、和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）第7条各号に定める不開示情報のいずれかに該当すると認められるもの（以下「不開示情報」といいます。）は、公表しないものとします。

（公聴会手続）

- 第11条 市の機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表するものとします。
- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
 - (2) 政策等の案及び案に関する資料
 - (3) 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲
 - (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 公聴会に出席して意見を述べることができるものの範囲は、前条第3項第1号から第5号までに掲げるもの及び公聴会に係る事案に利害関係を有するものとします。ただし、市の機関は、必要があると認めるときは、その範囲を広げ、又は制限することができます。
- 3 市の機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。

- 4 公聴会は、市の機関が指名する者が議長となり主宰します。
- 5 議長は、公聴会を開催した都度、規則で定める事項を記録し、市の機関に提出するものとします。
- 6 市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、不開示情報は、公表しないものとします。

(審議会等手続)

第 1 2 条 市の機関は、審議会等を構成する委員として選任できる者には、原則として公募により選任される者を含めるものとします。

- 2 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、審議会等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとします。
- 4 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。
 - (1) 法令等の規定により公開しないとされている場合
 - (2) 審議等の内容に不開示情報が含まれる場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 5 市の機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催の日時、場所、傍聴等の手続について、公表するよう努めるものとします。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではありません。
- 6 市の機関は、審議会等の会議録を作成し、不開示情報を除き公表するよう努めるものとします。

(その他の市民参加の方法)

第 1 3 条 市の機関は、第 9 条から前条までに定めるもののほか、より効果的と認められる市民参加の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努めるものとします。

第 3 章 住民投票

(住民投票の請求)

第 1 4 条 議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項(第 6 条第 2 項各号に掲げるものを除きます。)について、その 1 , 0 0 0 人以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を行うことの請求 (以下「住民投票請求」といいます。) をすることができます。

- 2 前項の選挙権を有する者とは、公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 2 2 条の

規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者としてします。

- 3 市長は、住民投票請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 4 前2項に掲げるもののほか、第1項の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとします。
- 5 第3項の規定にかかわらず、市長は、議会の議員及び市長の選挙権を有する者の総数の6分の1以上の連署による住民投票請求を受理したときは、議会への付議を省略し、住民投票を実施しなければなりません。

（市長が提案する住民投票）

第15条 市長は、市の存立に係る重要な事項について市民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことを議会に提案するものとします。

- 2 前項の住民投票を行う場合における投票権を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上市内に住所を有するもの
- (2) 年齢満18歳以上の規則で定める永住外国人で、引き続き3箇月以上市内に住所を有するもののうち、市長に投票資格者の登録を申請したもの

（住民投票の執行）

第15条の2 住民投票は市長が執行するものとします。

- 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとします。
- 3 住民投票の投票権を有する者は、前条の規定により住民投票を実施する場合を除き、公職選挙法第9条第2項に規定する和光市の議会の議員及び長の選挙権を有する者としてします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しないものとしてします。
 - (1) 公職選挙法第11条及び第252条の規定により選挙権を有しない者
 - (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者

（投票結果の尊重）

第15条の3 市民、議会及び市の機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第4章 市民参加の推進のために

(推進会議の設置)

第16条 この条例に基づく市民参加を適正に推進し、及び市民参加をより一層推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として和光市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2 推進会議は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、又は市長に意見を述べるために審議します。

- (1) この条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的な事項

3 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する12人以内の委員で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内で地域活動を行う団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市の職員

4 市長は、前項の規定による委員の委嘱をする場合は、公募による委員を委員総数の3分の1以上となるよう努めるものとします。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に掲げるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(市民参加の実施状況等の公表)

第17条 市長は、毎年度1回、市民参加の実施状況及び実施予定を取りまとめ、これを公表するものとします。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第18条 市長は、社会情勢及び市民参加の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 1 月 1 日から施行します。
(和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 44 年条例第 30 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている政策等であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加を求めることが困難な場合については、第 2 章の規定は、適用しません。
附 則(平成 23 年条例第 2 号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行します。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の和光市市民参加条例第 14 条第 1 項の規定によりなされた住民投票の請求の処置等については、なお従前の例によります。

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市市民参加条例（平成15年条例第26号。以下「条例」といいます。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

(公表の方法)

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとします。

- (1) 和光市公告式条例（昭和25年条例第61号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 市の広報への掲載
- (3) 市の機関の担当窓口、行政資料コーナー、出先機関及び市の施設での閲覧又は配布
- (4) 市のホームページへの掲載
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(大規模な市の施設)

第3条 条例第6条第1項第3号の規則で定める大規模な市の施設は、事業費がおおむね5億円以上の市民の利用に供する施設とします。

(市民政策提案手続による提案)

第4条 条例第9条第1項の市民政策提案手続による提案をしようとする者は、市民政策提案書（様式第1号）及び市民政策提案者署名簿（様式第2号）に関係資料を添えて市の機関に提出しなければなりません。

(パブリック・コメント手続)

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する政策等の案に関する資料は、次のとおりとします。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点
 - (2) 市民が当該政策等の案を理解するために必要な資料
- 2 パブリック・コメント手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第10条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出しなければなりません。
- (1) 政策等の案の名称
 - (2) 政策等の案に対する意見及びその理由
 - (3) 意見を提出するものについての第4項各号に定める区分に従い、当該各号に定める事項

3 前項の意見の提出の方法は、次のとおりとします。

- (1) 持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

4 条例第10条第4項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 市内に住所を有する者 住所及び氏名
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地とし、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者 住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
- (4) 市内の学校に在学する者 住所及び氏名並びに学校の名称及び所在地
- (5) 市に対して納税義務を有するもの 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに納税義務を有することを証する事項とし、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに納税義務を有することを証する事項
- (6) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに利害関係を有することを証する事項とし、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有することを証する事項

(公聴会手続)

第6条 公聴会に出席して意見を述べることを希望するものは、意見の要旨及びその理由等を記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより提出しなければなりません。

2 市の機関は、前項に規定する書面等を提出したものを公聴会に出席して意見を述べることができるもの(以下「公述人」といいます。)として決定するものとします。ただし、書面等に記載された意見の内容が公聴会の対象となる事案に関係がないとき、又は公聴会の運営上支障があると認めるときは、この限りではありません。

3 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出したものの中から市の機関が公述人を決定するものとします。

4 市の機関は、必要に応じ、公聴会に学識経験を有する者、市の職員その他の者を参考人として出席させることができます。

5 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長（公聴会を主宰する議長をいいます。以下同じ。）の指示に従わなければなりません。

6 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができます。

7 条例第 11 条第 5 項の規則で定める事項は、次のとおりとします。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 公述人その他の参加者の氏名及び傍聴者数
- (3) 政策等の案の内容
- (4) 公聴会で配布された資料等の内容
- (5) 公述人の発言の内容及び質疑の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の記録として議長が必要と認める事項
（委員の公募に関する公表事項）

第 7 条 市の機関は、審議会等の委員を公募により選任しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 審議会等の名称及び内容
- (2) 委員の任期
- (3) 募集する委員の人数及び選考方法
- (4) 応募できる者の範囲及び応募方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
（住民投票の請求等）

第 8 条 条例第 14 条第 1 項の住民投票を行うことの請求をしようとする代表者は、住民投票請求書（様式第 3 号）を提出し、市長に対し、住民投票請求代表者証明書交付申請書（様式第 4 号）により住民投票請求代表者証明書（様式第 5 号）の交付を申請しなければなりません。

2 前項の請求の処置等に関しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 9 条第 2 項、第 92 条及び第 94 条から第 98 条の 2 までの規定の例によるものとします。

3 住民投票に係る署名簿その他の様式は、別に定めます。

4 条例第 15 条第 2 項第 2 号の規則で定める永住外国人は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 2 の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

（住民投票の形式）

第 9 条 住民投票は、賛成又は反対のいずれか一方の意思を問う形式で行わなければなりません。

（住民投票の通知）

第 10 条 市長は、住民投票を実施することが決定したときは、速やかに和光市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に通知し、その要旨を公表しなければなりません。

（投票資格者名簿の調製等）

第 11 条 選挙管理委員会は、条例第 15 条の 2 第 3 項本文に規定する住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」といいます。）について、住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）を調製するものとします。

2 選挙管理委員会は、前項の資格者名簿の調製について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条から第 30 条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができます。

（投票日）

第 12 条 住民投票の期日（以下「投票日」といいます。）は、第 10 条の規定による通知のあった日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定めるものとします。ただし、この項本文に掲げる期間の範囲内において、市の区域内で選挙が実施される場合は、その選挙の期日と同じ日を投票日とします。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前項ただし書の選挙の期日と同じ日を投票日とすることが困難であると選挙管理委員会が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を投票日とすることができます。

3 選挙管理委員会は、投票日その他必要な事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければなりません。

（投票の方法）

第 13 条 投票資格者は、事案に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載して、投票しなければなりません。

（投票用紙）

第 14 条 前条の規定による投票は、選挙管理委員会が別に定める投票用紙により行うものとします。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、点字による投票は、選挙管理委員会が別に定める点字用の投票用紙により行うものとします。

（開票立会人）

第 15 条 選挙管理委員会は、開票立会人を投票資格者のうちから公募により選任するも

のとします。

2 開票立会人となることを希望する者は、投票日前3日までに、別に定めるところにより選挙管理委員会にその旨を申し出るものとします。

3 前項の規定による申出のあった者が10人を超えないときは、直ちにその者をもって開票立会人とし、10人を超えるときは申出のあった者のうちから選挙管理委員会がくじで定めた者10人をもって開票立会人とするものとします。

4 選挙管理委員会は、前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時をあらかじめ告示するものとします。

5 開票立会人が3人に達しないとき又は投票日の前日までに3人に達しなくなったときは選挙管理委員会において、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは、公職選挙法第62条の規定の例により選挙管理委員会が選任する開票管理者において、資格者名簿に登録された者のうちから3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせるものとします。

(無効投票)

第16条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とします。ただし、点字による投票は、この限りではありません。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したもの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したもの

(4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(5) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(6) 投票用紙に何も記載していないもの

(情報の提供)

第17条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、投票に付する事案に係る市が有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、必要な情報の提供を行うものとします。

(投票運動)

第18条 住民投票の運動は、自由とします。ただし、次に掲げる行為をしてはなりません。

(1) 買収、脅迫等市民の自由な意思を拘束し、不当に干渉する行為

(2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

(3) 公職選挙法その他の選挙関連法令の規制に反する行為

2 第12条第3項の規定による告示の日から当該告示に係る投票日までの期間に、市の区域内で行われる選挙の期日の公示又は告示の日から当該公示又は告示に係る選挙の期日までの期間が重複するときは、当該選挙が行われる区域内において、当該重複する期間、当該住民投票に係る住民投票運動をすることができません。ただし、当該選挙の公職の候補者（候補者届出政党（公職選挙法第86条第1項又は第8項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）衆議院名簿届出政党等（同法第86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）又は参議院名簿届出政党等（同法第86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）を含む。）がする選挙運動（同法第13章の規定に違反するものを除く。）又は同法第14章の3の規定により政治活動を行うことができる政党その他の政治団体が行う政治活動（同章の規定に違反するものを除く。）が、住民投票運動にわたることを妨げるものではありません。

（住民投票の結果の告示等）

第19条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該住民投票請求の代表者に通知しなければなりません。

（再請求の制限期間）

第20条 条例第14条第3項又は第5項の規定により住民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事項について住民投票請求を行うことができないものとします。

（投票及び開票）

第21条 第9条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の例によります。

（推進会議の組織及び運営）

第22条 和光市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となります。

5 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによります。

7 推進会議の会議は、公開します。ただし、条例第 12 条第 4 項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、推進会議に諮って、会議の全部又は一部を公開しないことができます。

8 推進会議の庶務は、企画部において処理します。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めます。

（その他）

第 23 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、平成 16 年 1 月 1 日から施行します。

附 則（平成 23 年規則第 22 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行します。

様式第 1 号（第 4 条関係）

市民政策提案書

年 月 日

（市の機関名） 様

提案代表者 住所
氏名
電話番号

印

和光市市民参加条例第 9 条第 1 項の規定により、別紙政策等の案を添えて次のとおり提案します。

- 1 提案する政策等の案の名称
- 2 提案の要旨及びその理由

- 3 添付する資料の名称

市民政策提案者署名簿

年 月 日

1 提案する政策等の案の名称

2 提案者

番号	住 所	氏 名	生年月日	印	備 考

注意 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）すること。ただし、身体の故障等により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の住所、氏名及び生年月日を記載し、代筆者の印を押すこと。

様式第 3 号（第 8 条関係）

住民投票請求書

年 月 日

和光市長 様

請求代表者 住所
氏名

印

和光市市民参加条例第 14 条第 1 項の規定により、住民投票を行うことを請求します。

請求の要旨（1,000 字以内）

様式第 4 号（第 8 条関係）

住民投票請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

和光市長 様

住所

氏名

印

和光市市民参加条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり住民投票請求書を添えて住民投票請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第 5 号（第 8 条関係）

住民投票請求代表者証明書

住所

氏名

上記の者は、住民投票請求代表者であることを証明します。

年 月 日

和光市長

印

和光市市民参加事務取扱要領

第 1 趣旨

和光市市民参加条例（平成 15 年条例第 26 号。以下「条例」といいます。）及び和光市市民参加条例施行規則（平成 15 年規則第 35 号。以下「施行規則」といいます。）に定める市民参加に関する事務の取扱い（以下「市民参加事務」といいます。）は、別に定めがある場合を除き、この要領に定めるところにより行うものとします。

第 2 市民参加に係る市の機関の窓口

1 総合窓口

市民参加事務を行うため、市民参加総合窓口（以下「総合窓口」といいます。）を企画部内に設置します。

2 市民参加事務の分掌

市民参加事務は、総合窓口及び市民参加に係る事務を所管する市の機関の担当（以下「担当」といいます。）で行うものとします。それぞれの事務分掌は、次のとおりとします。

(1) 総合窓口

- ア 市民参加事務についての案内及び相談に関すること。
- イ 市民参加事務についての連絡調整に関すること。
- ウ 条例第 9 条第 1 項の規定による市民政策提案手続の受付及び署名の審査に関すること。
- エ 住民投票の請求の処置等に関すること。
- オ 市長が提案する住民投票に関すること。
- カ 和光市市民参加推進会議に関すること。
- キ 市民参加の実施状況及び実施予定の取りまとめ及び公表に関すること。
- ク 条例、施行規則その他の定めの見直しに関すること。

(2) 担当

- ア 市民参加事務についての相談に関すること。
- イ 情報の提供に関すること。
- ウ 市民への説明及び応答に関すること。
- エ 市民参加の実施に関すること。
- オ 市民参加の方法における一連の手続の処置等に関すること。（条例第 9 条第 1 項の規定による市民政策提案手続の受付及び署名の審査を除きます。）

第3 市民政策提案手続

1 市民からの政策等の提案

(1) 政策等の提案の受付

政策等の提案の受付は、総合窓口で行うものとします。なお、提出方法は、持参又は郵便によるものとします。

受付の際には、次の事項を行うものとします。

ア 形式要件の確認

市民政策提案書（施行規則様式第1号）及び市民政策提案者署名簿（施行規則様式第2号）について、必要事項が記載されているかどうかを確認するとともに、市民政策提案書にあっては政策等の案及び資料が添付されているかどうかを、市民政策提案者署名簿にあっては自署及び押印されているかどうかを確認します。

イ 補正

市民政策提案書及び市民政策提案者署名簿の記載事項に漏れがある場合等形式要件に不備がある場合は、その場で提案代表者に補正を求めるものとします。その場で補正できない場合は、相当の期間を定めて提案代表者に補正を求めるものとします。提案代表者が当該期間内に補正しないときは、提案を却下し、その旨を通知するものとします。

(2) 署名の審査等

ア 署名の審査

政策等の提案の受付後は、市民政策提案者署名簿の提案者の住所、氏名及び生年月日欄に記載されているものが、条例第9条第1項の規定により提案できる者の範囲内にあるかどうかを住民基本台帳及び外国人登録原票により審査します。審査の結果、有効署名数が10人に満たないときは、提案代表者に補正を求めるものとします。

イ 署名の効力の基準

市民政策提案者署名簿の署名の効力の基準は、次のとおりとします。

(ア) 氏名欄は自署のみ有効とします。

(イ) 押印されていないものは無効とします。ただし、日本国籍を有しない者にあつては省略できるものとします。

(ウ) 住所、氏名及び生年月日欄の記載のないもの並びに代筆をした場合の代筆者の住所、氏名及び生年月日の記載のないものは無効とします。

(3) 提案後の取下げ

政策等の提案の受付後において、提案代表者から提案を取り下げる場合は、取り下げる旨を記した文書を提出するものとします。

2 市の機関による政策等の提案の募集

政策等の提案を募集する際には、次の事項に留意するものとします。

- (1) 政策等の目的を明確に示し、市民がその目的に合った案を提案しやすいようにすること。
- (2) 提案できる者の範囲は、可能な限り広く設定すること。
- (3) 提案の方法は、原則として書面等によるものとし、持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等可能な限り多様な方法を設定すること。また、必要に応じて提出に必要な書式を設定すること。
- (4) 市民が政策等を提案するために十分な時間を確保して、提出期間を設定すること。
- (5) 条例第9条第2項に規定する「その他提案に必要な事項」として、政策等の案の提出先、提出期間その他の提案に際しての必要事項を公表すること。

3 提案された政策等の検討

担当において、提案された政策等の案の内容について検討（条例第9条第1項の規定により提案された政策等の案にあっては、条例第6条第1項に掲げる対象事項に該当し、かつ条例第6条第2項に掲げるものに該当しないかどうかの確認を含みます。）し、その提案の取扱いについて決定するものとします。なお、必要に応じて提案者（代表者がいるときは、その代表者）から説明を聴く機会を設けるものとします。

第4 住民投票の請求

1 住民投票請求代表者証明

(1) 住民投票請求代表者証明書の交付の申請の受付

住民投票請求代表者証明書の交付の申請の受付は、総合窓口で行うものとします。受付の際には、次の事項を行うものとします。

ア 形式要件の確認

住民投票請求書（施行規則様式第3号）及び住民投票請求代表者証明書交付申請書（施行規則様式第4号）について、必要事項が記載されているかどうかを確認します。

イ 補正

住民投票請求書及び住民投票請求代表者証明書交付申請書の記載事項に漏れがある場合等形式要件に不備がある場合は、その場で請求代表者に補正を求めるものとします。その場で補正することができない場合は、相当の期間を定めて請求代表者に補正を求めるものとします。請求代表者が当該期間内に補正しないときは、申請を却下し、その旨を通知するものとします。

(2) 請求事項の確認

市長は、住民投票の請求事項が市民に直接その賛否等を問う必要のある市政運営上特に重要な事項（条例第6条第2項各号に掲げるものを除きます。）に該当するかどうかを確認します。確認の結果、請求できる事項に該当しないときは、請求代表者と協議するものとします。

(3) 請求代表者の確認

市長は、選挙管理委員会に請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めます。

(4) 住民投票請求代表者証明書の交付及び告示

市長は、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を得た場合は、住民投票請求代表者証明書（施行規則様式第5号）を交付し、その旨を告示します。請求代表者が2人以上の場合は、すべての代表者の氏名を同一の住民投票請求代表者証明書に記載するものとします。

(5) 請求代表者の辞退

ア 請求代表者は、市長に辞退を申し出ることにより、その地位を辞することができるとします。この場合、請求代表者が2人以上であれば、他の代表者全員の同意を得、かつ他の代表者を通じて市長に申し出るものとします。

イ 辞退の申出があった場合、市長は、すでに交付した住民投票請求代表者証明書を返付させ、これに訂正を加え（代表者〇〇が〇月〇日辞退の旨を明示）再交付し、辞退した旨を告示します。

2 住民投票請求のための署名収集の委任

請求代表者は、市の議会及び市長の選挙権を有する者に住民投票請求のための署名収集を委任することができます。請求代表者は、署名収集の委任をしたときは、住民投票請求署名収集委任状（様式第1号）を作成し、文書をもって市長及び選挙管理委員会に届け出ます。市長に届け出る場合の文書は、住民投票請求のための署名収集委任届出書（様式第2号）によるものとします。

3 住民投票の請求の署名の収集

(1) 住民投票請求者署名簿の作成

請求代表者又は署名収集の委任を受けた者は、市の議会及び市長の選挙権を有する者に署名押印を求めます。この場合、請求代表者にあつては住民投票請求者署名簿（様式第3号）に住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写しを付して、署名収集の委任を受けた者にあつては住民投票請求者署名簿に住民投票請求書又はその写し及び住民投票請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票請求署名収集委任状を付して署名押印を求めます。住民投票請求者署名簿は、次のとおり作成するものとします。

ア 表紙に請求件名を明記すること。

イ 表紙の次に住民投票請求書又はその写し、住民投票請求代表者証明書又はその写し及び住民投票請求署名収集委任状（署名収集の委任の場合のみ）をつづり込むこと。

ウ 住民投票請求者署名簿は、袋とじ等改編されないようにすること。

(2) 署名の取消し

住民投票請求者署名簿に署名した本人が請求代表者に対して署名の取消しを申し出て、住民投票請求者署名簿の署名を自ら抹消することにより行うものとします。この場合、申出は文書によるものとします。なお、請求代表者が2人以上の場合は、そのうち1人に申出をすれば足りるものとします。

4 住民投票の請求等

(1) 住民投票請求の受理

請求代表者は、選挙管理委員会による署名の審査、効力の証明を得て、住民投票請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、住民投票請求署名収集証明書（様式第4号）及び住民投票請求者署名簿を添えて、住民投票を請求します。

住民投票の請求の受付は、総合窓口で行うものとします。

受付の際には、次の事項を行うものとします。

ア 形式要件の確認

住民投票請求書が住民投票請求代表者証明書の交付の申請の際に提出したものと同一であることを確認します。

イ 請求代表者の確認

受理時において、請求代表者が有資格者であることを確認します。

ウ 補正

住民投票の請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を定めて補正を求めるものとします。

(2) 住民投票請求の受理の通知及び告示等

ア 住民投票の請求の受理後、市長は、受理した旨を請求代表者に通知します。

イ 市長は、請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨を告示し、かつ施行規則第2条に規定する方法により公表します。

5 住民投票の請求の審議結果

(1) 市長は、市の議会の審議結果について請求代表者に通知します。

(2) 市長は、市の議会の審議結果を告示し、かつ施行規則第2条に規定する方法により公表します。

(3) 前2号の規定にかかわらず、市の議会及び市長の選挙権を有する者の総数の6分

の 1 以上の連署による住民投票請求については、議会に付議することなく直ちに住民投票を実施する旨を請求代表者に通知するとともに、施行規則第 2 条に規定する方法により公表します。

様式第 1 号（第 4 ・ 2 関係）

住民投票請求署名収集委任状

受任者

氏名

住所

上記の者に対し、住民投票請求者署名簿に住民投票を行うことの請求のための署名及び押印を求めることを委任します。

年 月 日

住民投票請求代表者

氏名

印

様式第 2 号（第 4 ・ 2 関係）

住民投票請求のための署名収集委任届出書

年 月 日

和光市長 様

住民投票請求代表者

住所

氏名

印

下記のとおり届け出ます。

受任者

氏名

住所

生年月日

委任の年月日

様式第3号(第4・3・(1)関係)
(表紙)

年 月 日

住 民 投 票 請 求 者 署 名 簿

(第 号)

有効無効の印	番号	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印	備 考

注意 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。）すること。ただし、身体の故障等により自署することができない場合は、代筆を行うことができます。代筆をした場合は、備考欄に代筆者の住所、生年月日及び氏名を記載し、代筆者の印を押すこと。

様式第 4 号（第 4 ・ 4 ・ (1)関係）

住民投票請求署名収集証明書

住民投票請求書に添えて提出する住民投票請求者署名簿には、市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の（総数の 6 分の 1 以上・ 1 0 0 0 人以上）により有効署名があることを証明します。

年 月 日

住民投票請求代表者

住所

氏名

印

和光市市民参加条例の手引

【改訂版】

平成23年10月

発行 和光市

編集 和光市企画部政策課